

養老町第一回定例会会議録

平成二十五年第一回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に召集されたので会議を開いた。
その次第は次のとおりである。

○議事日程（平成二十五年三月四日第一日）

- | | | | | |
|------|--|-------|--------|---|
| 日程第一 | 会議録署名議員の指名 | 日程第九 | 議案第五号 | 養老町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について |
| 日程第二 | 会期の決定 | 日程第十 | 議案第六号 | 養老町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について |
| 日程第三 | 諸般の報告 | 日程第十一 | 議案第七号 | 養老町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第四 | 平成二十五年度町長施政方針の説明 | 日程第十二 | 議案第八号 | 養老町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について |
| 日程第五 | 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について | 日程第十三 | 議案第九号 | 養老町風致地区条例の制定について |
| 日程第六 | 議案第二号 | 日程第十四 | 議案第十号 | 養老町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第七 | 議案第三号 | 日程第十五 | 議案第十一号 | 養老町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について |
| 日程第八 | 議案第四号 | 日程第十六 | 議案第十二号 | 養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について |
| | | 日程第十七 | 議案第十三号 | 養老町暴力団排除条例の一部を改正する条例について |
| | | 日程第十八 | 議案第十四号 | 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| | | 日程第十九 | 議案第十五号 | 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |

日程第二十	議案第十六号	養老町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	日程第三十四	議案第三十号	資金等貸付特別会計補正予算 平成二十四年度養老町上水道事業会計補正予算
日程第二十一	議案第十七号	養老町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について	日程第三十五	議案第三十一号	平成二十四年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算
日程第二十二	議案第十八号	養老町都市公園条例の一部を改正する条例について	日程第三十六	議案第三十二号	平成二十四年度養老町介護保険事業特別会計補正予算
日程第二十三	議案第十九号	養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例について	日程第三十七	議案第三十三号	平成二十四年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第二十四	議案第二十号	養老町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について	日程第三十八	議案第三十四号	平成二十五年度養老町簡易水道特別会計の繰入れについて
日程第二十五	議案第二十一号	養老町下水道条例の一部を改正する条例について	日程第三十九	議案第三十五号	平成二十五年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて
日程第二十六	議案第二十二号	町道路線の廃止について	日程第四十	議案第三十六号	平成二十五年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについて
日程第二十七	議案第二十三号	町道路線の認定について	日程第四十一	議案第三十七号	平成二十五年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて
日程第二十八	議案第二十四号	町道路線の変更について	日程第四十二	議案第三十八号	平成二十五年度養老町一般会計補正予算
日程第二十九	議案第二十五号	平成二十四年度養老町上水道事業会計資本剰余金の処分について	日程第四十三	議案第三十九号	平成二十五年度養老町国民健康保険特別会計予算
日程第三十	議案第二十六号	平成二十四年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更について	日程第四十四	議案第四十号	平成二十五年度養老町簡易水道特別会計予算
日程第三十一	議案第二十七号	平成二十四年度養老町一般会計補正予算	日程第四十五	議案第四十一号	平成二十五年度養老町立食肉事業特別会計予算
日程第三十二	議案第二十八号	平成二十四年度養老町国民健康保険特別会計補正予算			
日程第三十三	議案第二十九号	平成二十四年度養老町住宅新築			

業センター特別会計予算
 日程第四十六 議案第四十二号 平成二十五年養老町住宅新築

資金等貸付特別会計予算
 日程第四十七 議案第四十三号 平成二十五年養老町上水道事業会計予算

平成二十五年養老町公共下水道事業特別会計予算
 日程第四十八 議案第四十四号

平成二十五年養老町農業集落排水事業特別会計予算
 日程第四十九 議案第四十五号

平成二十五年養老町介護保険事業特別会計予算
 日程第五十 議案第四十六号

平成二十五年養老町介護サービス事業特別会計予算
 日程第五十一 議案第四十七号

平成二十五年養老町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第五十二 議案第四十八号

(追加日程)
 日程第一 発議第一号 養老町斎苑の事務検査に関する決議について

日程第二 選任第一号 養老町斎苑特別委員会委員の選任について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 松永民夫

○出席議員

一番 岩永義仁
 二番 長澤龍夫
 三番 大橋三男

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

○欠席議員

四番 三田正敏
 五番 吉田太郎
 六番 早崎百合子
 七番 野村永一
 八番 田中敏弘
 九番 松永民夫
 十番 皆川雅子
 十一番 中村辰夫
 十二番 岩瀬進
 十三番 水谷久美子

町長 大橋孝
 副町長 西脇正博
 教育長 野村浩太郎
 総務部長兼
 総務課長 安藤淳一
 総務部参事兼
 総務部企画政策課長 問山孝通
 総務部税務課長 田中信行
 住民福祉部長 日比重喜
 住民福祉部長 伊藤公一
 住民福祉部長 松永博孝
 健康福祉課長

住民福祉部	生活環境課長	産業建設部長	産業建設部長	農林振興課長	産業建設課長	産業建設課長	水道建設課長	会計管理者兼 会計課長	教育委員会事務局 スポーツ振興課長	教育委員会 教育総務課長	教育委員会 生涯学習課長	消防課長
高木久之	柏渕裕昭	川地豊己	加藤敏博	伊藤博文	西脇和信	伊藤幸	香川満	佐藤昌子	藤田実芳	小林恒夫		

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会議務局長	議会議務局書記	議会議務局書記
山中秀樹	川地洋子	稲川諭実彦

(開会時間 午前九時三十分)

○議長（松永民夫君） おはようございます。

平成二十五年第一回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用の中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆さんも御一緒にお願いします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

ここで、広報取材のため、広報員の議場内の写真撮影を許可します。

それでは、ただいまより平成二十五年第一回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長（松永民夫君） 日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、六番 早崎百合子君、

七番 野村永一君を指名します。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二、会期の決定を議題といたします。

ここで、二月二十一日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 中村辰夫君。

○議会運営委員長（中村辰夫君） ただいま議長の命によりまして、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

まず初めに、後ほど議長より報告がございますが、本日、議会運営委員会を開催し、委員長の辞任を許可しました。また、それに伴い、不祥私、中村辰夫が委員長に選任されました。

町民の皆様からは、議会へも大変厳しい目が向けられておりますが、今後も負託に応えるべく議会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今定例会の運営についての御報告をさせていただきます。

去る二月二十一日午後一時より、委員及び正・副議長、並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、平成二十五年第一回養老町議会定例会の運営についてであります。

まず、会期につきましては、本日三月四日から三月十八日までの十五日間とし、本会議開会時間は午前九時三十分と決定いたしました。

議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、平成二十五年町長施政方針の説明、六、議案の提案説明及び委員会付託、七、町政一般に関する質問、八、議案の審議（質疑・討論・採決）、この順序で議会運営を行うことに決定いたしました。

次に、付議事件につきましては、条例の制定及び一部改正二十一件、町道路線の廃止、認定、変更三件、平成二十四年度事業会計資本剰余金の処分一件、平成二十四年度特別会計の繰り入れの変更一件、平成二十四年度一般会計及び特別会計補正予算七件、平成二十五年特別会計の繰り入れ四件、平成二十五年一般会計及び特別会計等予算十一件、以上、合計四十八件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第五、地域社会にお

ける共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、及び日程第十七、養老町暴力団排除条例の一部を改正する条例についてから日程第二十八、町道路線の変更についてまでの十二件の合計十三件は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、議会最終日に質疑・討論を経て採決することとしました。

次に、日程第六、養老町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についてから日程第十六、養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてまでの十一件、及び日程第二十九、平成二十四年度養老町上水道事業会計資本剰余金の処分についてから日程第四十一、平成二十五年養老町農業集落排水事業特別会計の繰り入れについてまでの十三件は、議会初日にそれぞれ一括上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、議案の内容ごとに所管の常任委員会へ付託し、審査することとします。

次に、日程第四十二、平成二十五年養老町一般会計予算から日程第五十二、平成二十五年養老町後期高齢者医療特別会計予算までの十一件は、去る二月二十七日の議会全員協議会で新年度予算の内示を終え、また本日、町長から施政方針の説明を受けるため、提案理由の説明は省略し、一括議題として上程後、総括質疑を行い、議案の内容ごとに所管の常任委員会へ付託し、審査すること。

そして、議会最終日には、これら三十五件について一括議題として上程後、各委員会へ付託された議案についての審査報告を委員長から行い、委員長への質疑の後、付託議案ごとに討論を経て採決することとする。

なお、議案審査の付託先である総務民生委員会は、三月五日火曜日午前十時に開会し、また三月六日水曜日午後一時三十分にも再開することとし、そして産業建設委員会は、三月七日木曜日午前十時に開会するよう各委員長へ要請することとする。

以上のように決定いたしました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松永民夫君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりしました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日三月四日から三月十八日までの十五日間にいたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日三月四日から三月十八日までの十五日間と決定いたしました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、先ほど議会運営委員会委員長の報告にもありましたが、本日、議会運営委員会が開催され、皆川雅子君の委員長の辞任が許可されたため、同委員会において、委員長には中村辰夫委員が互選されましたので、報告いたします。

また、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十四年度十一月分から一月分までの現金出納検査結果書が議長に提出されております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第四、平成二十五年度町長施政方針の説明を議題といたします。

ここで、町長の挨拶をいただき、続いて町長施政方針の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 皆さん、おはようございます。

年度末の忙しい中、議員各位には本定例会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

三月に入りまして、本当に春の気配が見えてきたかなと、寒い二月でございましたけれども、桜の咲くのも平年並みと聞いておりますので、また楽しみかと思っております。

また三月といいますと、一昨年十一月、未曾有の東日本大震災が発生した日でもございます。二年がたとうとしておりますけれども、いまだ十分なる復興の足跡が見えてこないという状況の中で、当地域にいたしましても、養老、それから桑名、四日市の活断層が動けば震度七という、三千人を超える犠牲者と六万八千棟の家屋が全壊または半壊するだろうというような衝撃的なニュースも伝わってきております。

私も町といたしましても、災害には十分に備えるべく取り組んでいかなければならないということを改めて感じているところでございます。

本日、所信表明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日、平成二十五年第一回養老町議会定例会が開催され、新年度予算を初め、各般にわたる諸議案の御審議をお願いするに当た

り、町政経営に関する所信の一端と主要施策の概要を申し述べたいと存じます。

一昨年、東日本大震災以降、我が国の景気は依然として厳しい状況にあり、先行きについては、当面は弱さが残るものの、輸出環境の改善や経済対策の効果などを背景に、再び景気回復へ向かうことが期待されています。

このような状況の中、国は日本経済再生に向けて、緊急経済対策に基づく平成二十四年度補正予算と平成二十五年年度予算を一体とした十五カ月予算として編成する一方で、補正予算同様に復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心、地域活性化に重点化した予算としております。

こうした中、本町の平成二十五年年度行財政経営については、歳出面では、児童手当や臨時財政対策債の発行額の増大などによる扶助費や公債費などの義務的経費が増大していくことから極めて厳しい状況となっております、これを深く認識した上での予算編成となりました。

平成二十五年年度一般会計予算規模につきましては、前年度比二%増の九十八億一千万円、国民健康保険特別会計など、十の特別会計及び企業会計予算においては、〇・八%減の七十五億七千二百三十万円となりました。

歳入面では、町税は、前年度比〇・六%増の三十二億一千六百六十一万円、地方交付税は、地方財政計画における交付税増額確保及び町税の見込み等をもとに、前年度比〇・九%増の二十一億五千万円、町債は、地方財源の不足に対処するための臨時財政対策債が五億八千四百万円と、総額で前年度比一九・五%増の九億五千四百五十万円をそれぞれ計上いたしました。

一方、歳出面では、町行政経営改革プランに基づき、簡素で弾

力性に富んだ効率的な行政の実現を目指し、真に必要な施策の推進に配慮いたしました。

まず、町政の経営方針でございます。

真の町政とは、町民主導による公平・公正な行政経営であり、町第五次総合計画に掲げる将来像「誇りと愛着が持てる絆を大切にすまちなち養老」を実現するために、住民と行政の協働による新しい公共の考えに基づくまちづくりを第一に進めてまいります。

行政は、戦後の社会復興期から高度成長期にかけて財政的な豊かさを背景に住民が求める多くの行政サービスを提供してきました。しかし、現在は社会情勢が大きく変化し、地域課題も複雑化し、個々の住民ニーズも多様化しています。そして、本町の財政も、経済・雇用情勢の好転は大きく期待できず、税収を初めとする財源の確保が厳しい中、今後は、特に行財政のスリム化・効率化を図る取り組みが不可欠であります。

そこで、これらの状況を十分認識し、これまで行政のみが提供してきた公共サービスを、地域の自治会や住民などにもその役割を担っていただくというのが新しい公共の考え方であります。町では、そのような姿を実現するために、住民との協働のまちづくりをキーワードとして掲げ、町内における今日的な緊急かつ主要な課題を解決するための施策を予算に盛り込みました。

そして、この新しい理念に基づくまちづくりを進めるため、小学校区や旧町村のエリアを単位とした地域課題をみずからの力で解決する組織として、地域自治町民会議の設立を進めてまいります。

なお、西暦二〇一七年には、現在の養老町の成り立ちに強い影響を与える元正天皇の養老改元から千三百年という記念の年を迎えます。町では、この年を目標年次とするプロジェクトとして、

このほど町民の皆さんや関係者の協力のもと、新生養老まちづくり構想を策定いたしました。このため、新年度からは本格的に本構想に基づくソフト・ハードのまちづくり事業を、民間活力の導入を図りながら住民や事業者、行政等が協働で進めてまいります。次に説明する数々の主要な施策についても、これらの考え方に基づき、住民福祉向上のため積極的な予算措置を講じたところであります。

次に、主要施策でございます。

それでは、予算の概要について、町第五次総合計画に掲げる四つの主要施策を中心に順次御説明申し上げます。

まず、輝く人のまち、人についてでございます。

まず、学校教育についてであります。

生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を目指した教育に取り組めます。

特に豊かな心の育成については、全教育課程を通じて人権教育の観点を重視し、自己を見詰める力と他を思いやる心を育てます。また、ふるさとを愛する心を養い、町に誇りを持つ教育を推進するため、地域の人々や自然、文化、伝統などに触れる体験活動を継続して行ってまいります。さらに、情報通信技術の活用における質の向上を図るため、小学校のパソコン教室用パソコンの更新やデジタル教材の研究を行いたいと存じます。

次に、安全・安心な学校づくりの整備についてであります。

安全で安心な環境整備として、高田中学校図書室棟と東部中学校特別教室棟の耐震補強改修工事を行います。また、東部中学校につきましては、耐震補強工事とあわせて老朽化対策としての大規模改修工事に着手し、今後も複数年にわたり計画的に行なってまいります。さらに、その他の学校施設の補修工事も引き続き進め

ていきます。

幼稚園教育につきましては、「心豊かでたくましく生きる養老の子」を育成するため、保育園、小学校との連携に引き続き取り組み、小学校教育への円滑な移行を推進するとともに、家庭や地域社会と一体となって幼児の健全育成に取り組んでまいります。

次に、生涯学習についてであります。

町民一人一人が自発的な意思に基づいて学習活動を促進するとともに、生涯にわたってみずからの能力の向上や生きがいを持ち続ける社会人の育成に努めることが重要であります。このため、町民の学習ニーズに応じた学習機会の拡充に向けての情報を提供してまいります。

また、「家族の絆・愛の詩」の募集について、十三回目となる昨年は全国各地から過去最多の作品が寄せられ、そこからは親子のとうとい心と家族のきずなの大切さが読み取れました。近年は家庭の崩壊がたびたび報道される中、家族の心をつなぐ呼びかけは一層大切なものになっており、新年度においても、新生養老まちづくり構想に掲げる親孝行の心を育むまちづくりの一環として全国から愛の詩を募集し、思いやり、感謝の心を大切に、明るいまちづくりを目指してまいります。

次に、スポーツ振興についてであります。

本町は、昭和六十二年にスポーツの町を宣言し、いつでも、どこでも、誰もがスポーツを行うことができるよう施設整備や推進体制の充実、各種事業の提供に努めてまいりました。

昨年は、国内最大規模のスポーツの祭典、第六十七回国民体育大会ぎふ清流国体が開催され、本町では、正式競技のサッカーと軟式野球が行われました。大会では、プレーを初め、運営や応援ボランティア活動等に多くの感動と出会いがありました。この国

体開催を契機に、一人でも多くの町民がスポーツに関心を示し、行うスポーツ、見るスポーツ、支えるスポーツに参加できるように本町の現状と課題を整理しつつ、基本施策等を盛り込んだスポーツ推進計画を策定して、町民一人一スポーツの実現に取り組んでまいります。

なお、スポーツプラザ養老の温水プールについては、現在、大規模改修中ではありますが、この七月には再オープンを予定しており、今後はより多くの集客に努めてまいります。

国際交流については、八月に友好都市であるドイツ連邦共和国バッド・ゾーデン・アム・タウヌス市へスポーツ交流団を派遣、十月に文化交流団をお迎えし、一層の友好と親善を深めてまいります。

文化財保護については、現在、町には文化財の保管庫がないことから、文化財を劣化させる原因である不適切な光や盗難、破壊行為、不適切な取り扱いを防止するための管理環境整備として、中央公民館の一部を文化財収蔵庫として改修いたします。

また、平成十九年から二十年にかけて発掘調査した日吉遺跡の報告書を作成し、象鼻山古墳群と密接にかかわる日吉遺跡発掘調査の成果を公開いたします。

さらに、町文化財アーカイブ事業については、引き続き町の文化遺産情報の収集・調査・整理を行い、オープンミュージアムなどの屋外で活用可能な観光資源としてのコンテンツを作成・公開し、町の魅力を幅広く国内外に情報発信できる環境整備を行います。

次に、人権教育については、町人権教育・啓発に関する基本計画に基づき、差別や偏見の解消に向け、人権週間の期間中に人権擁護推進大会を開催いたします。

福祉センターの運営については、地域における福祉や文化の向上、人権啓発と交流の拠点施設としての各種事業を引き続き推進するとともに、今後は行政と地域住民との協働意識の醸成に努めながら、自立支援と人権課題の解決に取り組んでまいります。

男女共同参画につきましては、町第二次男女共同参画プランの基本目標である「ともに支え合い、ともに担い、誰もが輝く社会を目指して」をベースに、男女がともに人権の尊重を基本とする心ときずなづくりを進めていくために男女共同参画社会推進大会を開催するなど、町民とともに積極的に取り組んでまいります。

次に、活力のあるまち、基盤についてでございます。初めに、公共交通機関の充実についてであります。

通勤・通学の重要な交通機関としての養老鉄道については、引き続き近鉄と沿線七市町で赤字相応分を負担し、今後も鉄道利用者の利便性の向上に努めてまいります。

また、大垣多良線及び海津線の二つのバス路線についても、沿線の市町で赤字額に対する金銭支援を継続してまいります。

昨年十一月から試行運転を開始したオンデマンドバスにつきましては、試行運行により確認できた事項の改善改良に努め、町民の意見を広く取り入れながら利用の推進を図ってまいります。なお、現在は試行により無料で運行しておりますが、有料化による運行についても新年度で検討してまいります。

次に、国道などの道路整備事業についてであります。

名神・東名高速道路と広域的なネットワークを形成する東海環状自動車道は、地域経済の発展や地域間の連携強化などに大きな効果が期待され、本町のさらなる発展には、養老インターチェンジから北勢インターチェンジ間の開通が最重要の事業と考えております。養老ジャンクションから養老インターチェンジ間につい

ては、用地取得済みの箇所から詳細設計を始めており、養老改元千三百年を迎える二〇一七年までには養老インターチェンジの供用が開始できるよう、国を初め、関係機関に強く要望し、同時に養老インターチェンジ以南整備の地元説明に向けて準備を行っております。

さらに、名神高速道路の養老サービスエリア内に設置を予定するスマートインターチェンジについても、地域の御理解を賜りながら、準備が整い次第、実施計画の提出や連結許可の申請と事務手続を進めてまいります。

次に、県道関係の整備についてであります。

地域の幹線道路としての県道は、近隣市町との経済交流の基盤として重要であり、特に主要地方道については、渋滞緩和や安全対策としての道路整備を要望しているところであります。

まず、南濃・関ヶ原線の養老地区の歩道設置については、引き続き用地買収が行われる予定であり、地権者の理解を得ながら進めてまいります。また、大垣養老公園線の蛇持地内信号交差点付近における渋滞緩和のための交差点改良については、道路改良工事が進められる計画であります。

続きまして、町道整備についてであります。

町道は、地域住民の日常生活を支える基盤として重要であり、厳しい財政状況ではありますが、限られた予算の範囲で社会資本整備等の交付金を活用することにより、順次、緊急度の高い箇所から各地域の改良・拡幅・舗装工事に積極的に取り組んでまいります。また、養北小学校への避難道路として道路拡幅の整備を進めてまいります。

続いて、住宅等の耐震化についてであります。

木造住宅の耐震診断については、引き続き無料耐震診断制度及

びその後の耐震補強工事補助事業を活用いただけるよう周知を図っております。

次に、公営住宅についてであります。

特定公共賃貸住宅は、社会情勢を考慮した対象者の拡充や部分的転用により公営住宅に準じた管理を行うなど、有効活用に向けた取り組みを行い、空き家解消を進めてまいります。改良住宅については、家賃滞納者・不適正入居者への対策として法的措置を含む取り組みを行い、適正な運営管理を進めてまいります。

次に、上水道事業についてであります。

上水道事業は、消費者に安全・安心でおいしい水を安定的に供給するという重要な役割を担っており、ポンプ場大規模改修工事については、残る第二ポンプ場の笠郷末端圧測定所新設工事を行うとともに、大規模地震に備えた耐震管の布設を新年度も引き続き施工し、安定した給水を目指してまいります。

上水道未整備地域の拡張計画の西小倉地区につきましては、地元の強い要望もあることから、整備詳細設計業務の委託事業を実施いたします。

下水道事業につきましては、中部処理区における面整備完了区域の未接続世帯に対し啓発を行い、引き続き水洗化率の向上を図ってまいります。

水環境の保全、生活排水対策につきましては、町内を流れる主要河川の十四カ所で引き続き水質検査を実施し、河川水の状態を監視してまいります。

また、高度処理型合併処理浄化槽設置事業と単独浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換事業についても補助事業を継続実施してまいります。

次に、農林業の振興についてであります。

まず、水田経営所得安定対策については、地域の水田農業の担い手育成・支援策として、県の補助事業である元気な農業産地構造改革支援事業及び町単独事業として担い手支援事業に所要額を計上するとともに、農作物の生産振興対策として、担い手への農地集積等推進事業並びに新規就農者確保事業を実施し、農地の利用集積の促進と新規就農者への支援を行ってまいります。

また、本町では、麦・大豆等の戦略作物に加え、畜産農家と連携した飼料用米栽培が盛んに行われ、西濃圏域での一大生産地となっており、国・県の施策を踏まえ、今後もさらなる食料自給率の向上を目指し、生産振興を推進してまいります。

農業振興地域の見直しについては、農業振興地域の整備に関する法律や近年の農業施策、その他土地利用等の情勢の変化を踏まえ、町全体の農業振興地域の見直し作業に向けての基盤調査を実施するための予算措置を講じたところであります。

新生養老まちづくり構想に掲げる健康づくりと観光を兼ねた市民農園の設置に向け、地域住民や農業者の意向を把握しながら都市との交流を促進するための受け入れ体制などを検討するほか、農業・農地の有効活用を図るための調査・研究を進めてまいります。

農地・水・環境保全向上対策については、引き続き農地等保全活動を推進する組織に対し支援してまいります。

土地改良事業については、多芸東部地区において県営湛水防除事業が実施されており、新年度においては、排水ポンプの設置と旧排水機場の取り壊し工事が予定されております。

平成十八年度から実施してまいりました県営基幹排水対策特別事業（西八間地区）による排水路整備も一部附帯工事を残すのみとなっており、新年度に事業が完了する見込みであります。

また、町内農業用排水機場に保管してあるPCB廃棄物の処理については、早期に処理を行う必要があるため、関係土地改良区への助成制度を創設し、適正処分を促進してまいります。さらに、町内土地改良区の統合問題については、関係者との協議を引き続き進めるとともに、調査・研究会議の設置を検討してまいります。畜産業については、家畜伝染病の発生予防や人畜共通伝染病の侵入防止等、畜産農家への衛生指導など、安全・安心な畜産物の安定供給や畜産経営の安定に努めてまいります。

次に、商工業の振興についてであります。

本町では、小規模・零細事業者が大半を占めておりますが、依然として厳しい景気状況の中、商工会との連携のもと、地域で頑張る事業者を応援してまいります。また、地域商品券を活用した景気対策として、商工会が行うプレミアムつき商品券の発行を支援するとともに、個人向け住宅を対象とした住宅リフォーム助成と太陽光発電システム設置助成を引き続き実施し、地域経済の活性化を推進してまいります。

このほか、消費生活相談は、昨年度からホットライン経由の相談は全て市町村窓口へ接続されることになったことから、窓口対応の強化についても取り組んでまいります。

次に、観光事業については、景気低迷等に伴い観光客が減少する中、どこも苦戦を強いられておりますが、さらなる誘客の拡大を図るため、歴史や自然を生かした観光資源などの整備を進めていきます。中でも、新生養老まちづくり構想に掲げる養老公園の観光拠点施設等の再整備、養老三滝、養老の滝、秣の滝、直江の滝を回遊する遊歩道の整備などに向けて取り組んでまいります。また、観光協会による四季折々のイベントや広域連携による中京圏・関西圏への観光キャンペーンを積極的に展開してまいります。

次に、食肉事業センターの運営についてであります。

屠畜場については、建築後三十二年が経過し、老朽化が懸念されているところではありますが、今後とも衛生的な環境で維持管理するとともに、危害の発生防止に努めてまいります。なお、新施設の建設促進については、岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会による関係者との協議を引き続き進めてまいります。

次に、安心・安全なまち、暮らしについてでございます。

初めに、子育て支援についてであります。

生涯未婚率の上昇、急速な少子化の進行、M字カーブ、これは三十歳代で低い女性の労働力率でございますが、子育ての孤立感と負担感の増加など、子育てを行う上でのさまざまな課題が山積する中、平成二十四年八月二十二日に子ども・子育て関連三法が公布され、最速で平成二十七年度に施行される見込みであります。このため、町においては、子ども・子育て支援事業計画を策定し、給付事業を実施することとなりますので、国の基本指針が提示され次第、ニーズ調査を実施し、事業計画を策定してまいります。

母子保健対策については、大地震などの災害時に妊婦を医療機関に搬送できない状況でも出産を支援することができる災害時分娩セット及び災害時分娩用テントを配備いたします。

また、地域における安定した医師の確保と人材育成のため、引き続き西美濃厚生病院が実施する岐阜大学寄附講座開設事業や医療機械の整備に対して助成し、地域医療の充実に努めてまいります。

国民健康保険につきましては、今後、医療費を抑制し国保事業を健全に運営していくためには、第二期特定健診等実施計画に基づき、保健指導に重点を置いた方策の実施や町内の健康づくり資源を利用した運動教室等への町民の参加が必須であると考えるこ

とから、特定健診の受診率をより高めるとともに、町民の健康づくりに主眼を置いた国保事業を運営してまいります。

地域福祉については、現行の町地域福祉計画の計画期間が平成二十六年で終了するため、次期の計画策定に向けたニーズ調査を実施し、地域座談会等を開催した上で、住民の意見を反映した計画が策定できるように取り組みます。

次に、高齢者福祉についてであります。

第五期介護保険事業計画では、地域密着型サービスの充実を図るため、認知症対応型通所介護と小規模多機能型居宅介護及び小規模特養の三施設を整備することになっており、事業者の公募を行った結果、小規模特養については、事業者も決定し整備をする運びとなりました。他の二施設につきましても、引き続き公募を行い、目標を達成したいと存じます。また、第六期介護保険事業計画の策定に向けてアンケート調査も実施いたします。

後期高齢者医療制度の今後につきましては、社会保障制度改革国民会議において検討され、本年八月までに結論を得ることとなっております。しかし、先行き不透明な状況にあることに変わりはありませんので、今後の国の動向を注視していきたいと存じます。

地域包括支援センターにおきましては、地域の認知症に対する啓発、専門職及び家族を含む委員会を立ち上げてのネットワークづくりなど、認知症に対する基盤づくりを進め、認知症になっても本人や家族を支え、在宅生活が継続できるよう認知症施策総合支援事業を実施いたします。また、介護者が偏見や誤解を受けることのないよう、介護中の人を周囲に知らしめるための介護マークを作成し、その普及に努めてまいります。

障がい者福祉については、第三期障がい福祉計画に基づき、なお一層の自立支援を図るとともに、次期の計画策定に向けた意向

調査等の準備に取り組んでまいります。

次に環境対策についてであります。

最近、大陸より飛来するPM_{2.5}と呼ばれる微小粒子状物質による健康への影響が懸念される中、野焼きに対する監視を強化するなど、引き続き大気汚染の防止に取り組めます。

地球温暖化防止対策として二酸化炭素の発生を抑制するためには、事業活動や各家庭で省エネ化を進め、化石燃料の使用量削減やごみの焼却量を減らすことが重要であることから、ごみの分別収集を徹底し、資源の再利用を推進するなど、環境負荷軽減に取り組んでまいります。また、南濃衛生施設利用事務組合のリサイクルセンターを活用してプラスチック容器包装のリサイクル率の向上を図ってまいります。

一方、有害鳥獣駆除事業については、果樹林や農作物及び人的被害が年々拡大しつつあり、生活環境にも影響を与えていますので、町鳥獣害防止計画に基づき、町猟友会の協力を得て、有害鳥獣の駆除を実施するとともに、町単独の事業、有害獣防護施設設置事業及び県の鳥獣被害防止総合対策整備事業等も活用して鳥獣害対策に取り組んでまいります。

また、森林の整備については、災害に強い森林づくりや森林の適正な保全を図るため、治山事業の実施について引き続き県に要望するとともに、町森林整備計画に基づき、森林・環境税事業等を活用して間伐等の森林整備を進めてまいります。

次に、交通安全対策についてであります。

交通事故で多くを占める高齢者に対して、体験型の高齢者交通安全大学校を実施するほか、学童や幼児を対象にした交通安全教室や出前講座などを積極的に実施するとともに、養老警察署などと協力して啓発活動を推進してまいります。

河川改修については、治水対策上重要であることから、毎年関係機関に要望をしており、牧田川では引き続き上流に向かったの堤防補強工事が順次行われます。また、防災拠点事業として大巻地区での事業実施に向けた取り組みを国へ要望してまいります。

次に、防災対策についてであります。

これまでの幾つかの災害の検証により、さまざまな課題が浮き彫りとなり、平成二十四年度は災害時の組織体制の充実を図るための地域防災計画を初めとした各種計画、マニュアルの策定・修正を行いました。東海・東南海地震のような甚大な被害が予想される災害時には、避難所生活も長期化することが予想されるため、新年度はさらに避難所設備及び備蓄物資の整備・拡充を行ってまいります。また、自主防災隊への防災用資機材の整備補助も継続して行い、地域の防災意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

大規模地震の発生や台風、異常気象に伴う局地的豪雨による災害では、地域や職場において人々の生命や財産にかかわる被害が少しでも軽減されるよう、活動を行う防災士の役割は極めて重要であり、そのような防災士の資格取得に対して支援をしていくこととしました。

砂防事業につきましては、土砂災害警戒区域内の円滑な避難を確保するため、該当地区全戸に土砂災害ハザードマップを配付し、周知してまいりましたが、新年度も引き続き有効に活用していたべくよう、普及啓発に努めてまいります。

生命と財産を守るための消防・防災は、町民が安心・安全に暮らす上で重要な施策の一つであります。災害や事故の態様は複雑多様化しており、地域は自分たちで守るという自主防災の基本理念に基づき、常備消防体制を充実させ、消防団や女性防火クラブ

などとの連携を密にして、地域一丸となった自助・共助意識の高揚と防災体制の確立を図ってまいります。

なお、地域防災のかなめである消防団の団員確保は難しい状態が続いておりますが、今後も住民各位の御理解を賜り、その定数維持に努めていきます。

また、新年度は小型ポンプ二台を更新するとともに、防災拠点施設である養老消防署の指令棟庁舎建設工事に着手いたします。

さらに、高機能消防指令装置の更新導入事業を推進するとともに、平成二十八年に完全移行される消防救急無線のデジタル化につきましても、今後も慎重に検討を重ね、対応してまいります。そして、地域の各種防災施設設備の整備に対しても、引き続き助成を行ってまいります。

高齢者の増加、生活習慣病などによる疾病構造の変化から急増が予想される救急需要や、救急業務の高度化に対応した救急救助体制の充実・強化を図るため、救急救命士及び隊員の再教育研修を実施し、最新の知識技術を習得して、増大する住民ニーズに的確に対応することを目指します。また、救命率の向上と住民による救護体制の確立を目指し、学校や自治会、各種団体に普通救命講習の受講を呼びかけるなど、町民で支え合う救急体制の確立に取り組んでまいります。

次に、地域経営の推進。

まず、地域づくりの推進についてであります。

このほど、西暦二〇一七年を目標年次とする新しいまちづくりビジョン、新生養老まちづくり構想を策定しましたので、今後は、この構想に掲げる施策の実現に向けて積極的に推進していきます。そして、これまでに各主要施策の中で申し述べました数々の事業のほか、温泉施設の有効活用の検討、本構想を推進するための体

制づくりなどにも取り組んでまいります。

また、養老改元一三〇〇年祭の周知を図り、開催に向けての機運を高めるため、ことしも養老公園を主会場にプレイベントを催すほか、町民主体による一三〇〇年関連事業への支援も行ってまいります。さらには、養老改元一三〇〇年プロジェクトの意義を啓発し、養老の魅力を発信するため、町内外に向けた広報活動の強化に努めてまいります。

地域自治町民会議の設立に当たっては、地域住民に対して協働についての理解を求めながら、各地区区長会を中心に多くの団体・企業や住民各位に働きかけ、その推進組織の設立準備委員会を設置するなど、十分な話し合いを行いながら進めてまいります。また、このまちづくりの重要なパートナーである各種の町民団体やボランティア団体、さらにはNPO法人等の育成や設立を促していきます。

広報・広聴活動については、昨年から導入した町民記者の自主性を尊重しながら町民目線で見やすい広報紙づくりに努めるほか、ケーブルテレビの有効活用や、タイムリーに情報発信のできるホームページの作成などを進めてまいります。

次に、行財政改革の推進については、現在、町行政経営改革プランに基づき、計画的に改革を進めております。昨年四月には、窓口業務の利便性の向上を図るため、総合窓口の設置を初めとする行政組織機構の再編を行いました。そして、職員には意識改革を図るため、住民視点でスピード感を持って積極的に取り組むよう指示しているところですが、同プランのどの項目についても具体的な取り組みの段階に来ており、引き続き住民視点からのさらなる行政経営改革を進めてまいります。

戸籍及び住民基本台帳事務につきましては、さきの東日本大震

災において四市町の戸籍正本が消滅しましたが、管轄の法務局で保存していた戸籍副本データ等により再製されました。法務省では、今回の経験を生かした広域災害への対応として、戸籍正本と副本の同時滅失を防止するため、遠隔地で副本データを管理するシステムを構築することとなり、本町の副本については、北海道に開設される管理センターでバックアップされ、十月以降、被災時においても戸籍の再製が可能となる予定でございます。

最後に、自主財源の確保についてであります。

自主財源の根幹であります町税について、景気の動向は不透明ながらも税制改正等により微増を見込みましたが、地方への税源移譲に伴い、自主・自立的な行政経営が求められており、自主財源の確保は自律的な町政経営に不可欠であります。この自主財源を確保するため、誰もが納付しやすい環境の整備として、二十四時間いつでも納付できるコンビニ収納を引き続き実施してまいります。また、引き続き徴収員を配置し、徴収体制を強化するとともに、未納者に対しては早期の納税催告を行い、納税に誠意のない場合には、財産調査、差し押さえ等の滞納処分を実施し、一層の収納率の向上と納税者の負担の公平化に努めてまいります。以上、平成二十五年度の町政に臨む施政方針を述べさせていただきましたが、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。何とぞ慎重なる御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松永民夫君） 町長の施政方針の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は十時四十五分からいたします。

（午前十時三十一分 休憩）

（午前十時四十五分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、会議を再開します。

○議長（松永民夫君） 日程第五、議案第一号は、本日は上程後、提案理由の説明のみ受けまます。

それでは、日程第五、議案第一号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第一号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明をさせていただきます。

議案第一号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年三月四日提出。

改正の趣旨でございます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）が、平成二十四年六月二十七日に施行されたことに伴い、第一条及び第二条では、養老町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正を、第三条では、

養老町地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正を、第四条と第五条では、養老町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正を、第六条では、養老町心身障害者福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正を、第七条と第八条では、養老町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について所要の改正を行うものがございます。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律において、「障害者自立支援法」の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とされたことに伴い、改めるものがございます。

また、養老町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、養老町心身障害者福祉センター設置及び管理に関する条例と養老町消防団員等公務災害補償条例の一部は、条項のずれにより改めるものがございます。

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条、第五条及び第八条並びに附則第二項の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

以上で、議案第一号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第六、議案第二号から日程第十

六、議案第十二号までの十一議案は、本日は一括議題として上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第六、議案第二号 養老町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第十六、議案第十二号 養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてまでの十一議案を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第二号 養老町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について説明をさせていただきます。

議案第二号 養老町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について。

養老町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年三月四日提出。

制定の趣旨でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）が平成二十三年五月二日に、また介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）が平成二十三年六月二十二日に公布されました。これに伴い、町の条例において指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定めるものがございます。

要旨でございますが、町で入所定員及び申請者の基準を定めるものでございます。

第二条において、入所定員を介護保険法で規定されている上限の二十九人としました。

第三条においては、申請者の資格を法が改正されるまでの基準と同様に申請できる者は法人としました。

この条例は、平成二十五年四月一日から施行するものでございます。

なお、議案第二号より議案第十二号までの制定の趣旨は同一でございます。地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成二十三年五月に交付され、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目指すべく、従来、国の法令で定められていた基準等について、国と同様に規定する町の条例を制定することとなりました。

議案第二号の養老町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についてから、議案第十二号 養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についての制定の趣旨は同一でございます。以後、議案第十二号までの趣旨説明を省略させていただきますことを御了承いただきたいと思います。

議案第三号 養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年三月四日提出。

改正の要旨でございます。

八つの地域密着型サービスについて、それぞれ人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準等を定めました。第四条から第四十四条で定期巡回・随時対応型訪問看護介護の基準等を規定し、第四十五条から第五十九条で夜間対応型訪問介護の基

準等を規定し、第六十条から第八十条で認知症対応型通所介護の基準等を規定、第八十一条から第八十条で小規模多機能型居宅介護の基準等を規定し、第九十条から第九十九条で認知症対応型共同生活介護の基準等を規定、また第二百二十九条から第四百九条では、地域密着型特定施設入所者生活介護の基準等を規定、第九十条から第九十九条で地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基準等を規定、第九十条から第二百二条で複合型サービスの基準等を定めるものでございます。

この条例は、平成二十五年四月一日から施行するものでございます。

議案第四号 養老町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について。

養老町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年三月四日提出。

要旨でございます。

三つの地域密着型介護予防サービスについて、それぞれ人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めました。

第四条から第四十二条で介護予防認知症対応型通所介護の基準等を規定し、第四十三条から第六十九条で介護予防小規模多機能型居宅介護の基準を、第七十条から第九十条で介護予防認知症対応型共同生活介護の基準を定めるものでございます。

この条例は、平成二十五年四月一日から施行するものでござい

ます。

次に、議案第五号 養老町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について。

養老町町道の構造の技術的基準を定める条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年三月四日提出。

改正の要旨でございますけれども、この条例の根拠条文を示すとともに規定内容の概要を定め、第四条から第八条までは車道に関連する規定を、第九条から第十二条までは自転車道、自転車歩行道、歩道、歩行者の滞留の用に供する部分について定めております。第十四条では植樹帯を、第十五条では設計速度を、第十六条から第二十四条までは平面線形に関する規定を、第二十二條及び第二十四条では縦断線形に関する規定について定めております。

この条例は、平成二十五年四月一日から施行することといたします。

次に、議案第六号 養老町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について。

養老町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年三月四日提出。

改正の要旨でございますが、主な内容は、第一条では、この条例の根拠条文を示すとともに、第三条では、案内標識及び警戒標識について、その寸法を基準とすることを規定しています。また第五条では、文字及び記号の大きさの原則を定める規定を、第七条では、縁線及び区分線の大きさの寸法について定めるものがございます。

この条例は、平成二十五年四月一日から施行することといたします。

次に、議案第七号 養老町移動等円滑化のために必要な町道の

構造に関する基準を定める条例の制定について。

養老町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年三月四日提出。

主な内容については、第一条では、本条例の趣旨として、この条例で定める道路移動等円滑化基準は、特定道路以外の町道の構造にも関係しており、対象となる道路を特定道路に限定しておりません。第四条から第十条では、設置する歩道または自転車歩行者道の幅員、舗装等について定めています。第十七条、第十八条では、乗合自動車停留所の構造・施設に関して、第十九条では障害者用駐車施設の構造を、第二十一条から第二十九条までは、自動車駐車場内の各種のバリアフリー施設について設けるべき場合、設ける場合に満たすべき構造の基準を定めております。

この条例は、平成二十五年四月一日から施行することといたします。

次に、議案第八号 養老町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について。

養老町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年三月四日提出。

主な内容でございますが、第二章は、準用河川に係る堤防について、材質及び構造等、必要な技術的基準等を規定しており、第三章では、床どめを行う際に必要な技術的基準等を規定しております。

また、第四章では、堰を設ける際に必要な技術的基準等を、第五章では、水門及び樋門を設ける際に必要な技術的基準等を、第六章では、揚水機場、排水機場及び取水塔を設ける際に必要な技

術的基準等を規定しています。なお、第七章では、橋を設ける際に必要な技術的基準等を規定しております。

この条例は、政令の施行日にあわせて平成二十五年四月一日から施行するものでございます。

次に、議案第九号 養老町風致地区条例の制定について。

養老町風致地区条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年三月四日提出。

主な内容でございますが、第二条において、風致地区内において都市の風致を維持するための風致保全方針を定めること。風致地区の種別や風致地区の種別の指定をするときは、町都市計画審議会の意見を聞くことなどを規定しております。

また、第四条では、建築物等の新築・改築・増築・移転や、宅地の構造、竹木の伐採、土石の類の採取、水面の埋め立て、建築物等の色彩の変更及び屋外における土石、廃棄物または再生資源の体積などを行うときは、あらかじめ町長の許可が必要であることを規定しております。

第六条では、第四条第一項各号に掲げる行為について許可をする基準について規定し、第七条は、許可を受けた者がその許可に係る事項を変更する場合について、あらかじめ町長の許可を受けることについて規定しております。

この条例は、平成二十五年四月一日から施行するものでございます。

次に、議案第十号 養老町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設定に関する基準を定める条例の制定について。

養老町等移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設定に関する基準を定める条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年三月四日提出。

主な内容でございます。第一条では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、第十三条第一項に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設定に関する基準を定めるものとするものを規定しています。

また、第四条では、園路及び広場を設ける場合、第五条では、屋根つき広場を設ける場合、第六条では、休憩所及び管理事務所を設ける場合、第七条では、野外劇場及び野外音楽堂を設ける場合、第八条では、駐車場を設ける場合などについての設置基準を規定しております。

この条例は、平成二十五年四月一日から施行するものでございます。

次に、議案第十一号 養老町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について。

養老町営住宅等の整備基準を定める条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年三月四日提出。

要旨でございますが、公営住宅法の改正に伴い、公営住宅の整備基準を定めた第五条第一項及び第二項の各条委任を受け、国土交通省令の公営住宅等整備基準に準じて規定しております。

主な内容は、第三条では、健全な地域社会の形成に資するように整備することを、第四条では、良好な居住環境を確保することを、第九条では、防火、避難及び防犯のための措置について、また、第十条、第十三条では、床面積、附帯施設などの基準を定めております。

この条例は、平成二十五年四月一日から施行するものでございます。

次に、議案第十二号 養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定につ

いて。

養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年三月四日提出。

要旨でございますが、第一条では、本条例の制定趣旨について規定しており、第二条では、水道法第十二条第一項の規定により布設工事監督者を配置する工事について規定するものでございます。

次に、第三条では、政令で定める資格を参酌し、布設工事監督者の資格基準について規定しており、布設工事監督者として業務を行うに当たり、必要とされる専攻課程や実務経験について定めております。

また、第四条では、政令で定める資格を参酌し、水道技術管理者の資格基準について規定しております。水道技術管理者として業務を行うに当たり、必要とされる専攻課程や実務経験について定めております。

なお、第三条第二項及び第四条第二項で規定する簡易水道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に求められる実務経験については、水道法施行令の規定に準じ、水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の実務経験のそれぞれ半分の期間を定めるものとして定めております。

この条例は、平成二十五年四月一日から施行いたします。以上をもちまして、議案第二号から議案第十二号までの提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、これらの議案は、各常任委員会が所管する事項の議案ご

とにその常任委員会へ付託し、審査したいと思っておりますので、ここでは所属外で総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

「ありません」の声あり

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

日程第六、議案第二号 養老町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第十六、議案第十二号 養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてまでの十一議案は、各常任委員会が所管する事項の議案ごとに、その常任委員会へ付託し、審査したいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの十一議案は、各常任委員会が所管する事項の議案ごとにその常任委員会へ付託し、審査することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十七、議案第十三号から日程第二十八、議案第二十四号までの十二議案は、逐条上程後、本日は提案理由の説明のみを受けます。

それでは、日程第十七、議案第十三号 養老町暴力団排除条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十三号

養老町暴力団排除条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案第十三号 養老町暴力団排除条例の一部を改正する条例について。

養老町暴力団排除条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年三月四日提出。

岐阜県では、岐阜県暴力団排除条例が平成二十三年四月一日に施行され、当町においても平成二十四年四月一日に制定、施行いたしました。

制定の趣旨としては、町民及び事業者の責務を定め、社会全体で暴力団の排除を推進し、町民の安全で平穏な生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に暴力団の排除に関する条例を制定したものでございますが、昨年八月に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を改正する法律が公布されたことにより、養老町暴力団排除条例の改正が必要となったものでございます。

改正の内容につきましては、法律の条項ずれによるもので、岐阜県暴力追放運動推進センターについて言及する規定において、その指定の根拠として法律第三十二条の二第一項を引用しておりましたが、同条が第三十二条の三に繰り下げられたことから改正するものであります。

この条例は公布の日から施行いたします。

以上で、議案第十三号の提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十八、議案第十四号 養老町

非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十四号

養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案第十四号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年三月四日提出。

改正の趣旨でございますが、地区公民館長は、地方公務員法第三条第三項第三号に該当する特別職に位置づけられ、地方自治法第二百三条の二の規定に基づき報酬及び費用弁償について必要な事項を定めております。

公民館長の報酬は、職務・職責を勘案して平成七年九月に「一万八千円」から「一万九千円」に一度改正されておりますが、各種の施設、機関との連携の体制を固め、住民にさまざまな形の学習や文化的な活動の機会を提供し、公民館の実質的な管理責任を有する極めて大きな役割を担う役職であることから、条例の改正を行うものでございます。

要旨でございます。養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うもので、報酬の額でございますが、第二条の別表中職名公民館長の月額「一万九千円」を「二万六千円」に改正するものでございます。

この条例は、平成二十五年四月一日から施行するものでござい

ます。

以上をもちまして、議案第十四号の提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十九、議案第十五号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十五号

養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案第十五号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年三月四日提出。

改正の趣旨でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）が平成二十四年五月十一日に公布されたことに伴い、同法附則第三条において地方自治法の一部改正がされ、職員の手当について、新たに新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当が支給することができるようになったことから、本条例について所要の改正を行うものでございます。

要旨でございますが、第二条では、給料のほか、職員の諸手当について規定しておりますが、これらに新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を新たに加えるものでございます。

次に、第二十一条では、新型インフルエンザ等緊急事態措置の

実施のため町に派遣された者についても、この手当を支給することができるよう規定を加えるものでございます。

また、第二十二条では、諸手当の支給方法について規定しておりますが、これらに新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を新たに加えるものでございます。

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行が公布の日から起算して一年を超えない政令で定める日としていることから、この法律の施行の日から施行するものいたします。

以上が、議案第十五号の提案説明でございます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十、議案第十六号 養老町

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十六号

養老町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案第十六号 養老町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。

養老町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年三月四日提出。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号、通称第二次一括法）が昨年八月三十日に、また、その関係省令が同年十一月三十日に公布されたことにより、廃棄物の処理及び清掃

に関する法律（昭和四十五年法律百三十七号）の一部が改正されたことにより、養老町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成五年養老町条例第五号）の改正が必要になったものでございます。当町が設置する一般廃棄物処理施設は最終処分場だけであるため、その所在を明記するとともに、第二次一括法において一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関して参酌する基準を設けているので、これに合致する当町の基準を定めるものでございます。

この条例は、平成二十五年四月一日から施行するものでございます。

以上が、議案第十六号の提案説明でございます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十一、議案第十七号 養老町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十七号

養老町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案第十七号 養老町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について。

養老町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を別紙のよう

に定めるものとする。平成二十五年三月四日提出。

改正の趣旨でございます。平成二十四年十二月十二日に道路法

布され、道路の占用許可対象物件に新たに太陽光発電設備等及び津波避難施設が追加されたことに伴い、同政令を引用している本条例の別表について所要の改正を行うものでございます。要旨でございますが、別表は、道路占用物件に対する占用料の算定方法及び単価について規定しておりますが、道路法施行令第七条第二号に太陽光発電設備が、同条第三号に風力発電設備が追加され、これまでの第七条第二号以降が二号ずつ繰り下がることから、同条第二号以降を引用している箇所について改正を行うものでございます。

この条例は、道路施行令の施行に合わせ、平成二十五年四月一日から施行するものでございます。

以上で、議案第十七号の提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十二、議案第十八号 養老町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十八号

養老町都市公園条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案第十八号 養老町都市公園条例の一部を改正する条例について。

養老町都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年三月四日提出。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推

進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）の施行に伴い、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）が一部改正され、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準、都市公園に設けられる建築物の建築面積に関する基準が地方公共団体の条例に委任されたため、養老町都市公園条例について所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、第二条の三においては、住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準について定めたものでございます。

次に、第二条の四においては、町が設置する都市公園の配置及び規模について定めております。

また、第四条においては、都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準について規定しております。

いずれも都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）及び都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）に定める参酌すべき基準に準じ、国と同様の内容で規定しております。

この条例は、平成二十五年四月一日から施行するものでございます。

以上で、議案第十八号の提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十三、議案第十九号 養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十九号 養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例について説明をさせ

ていただきます。

議案第十九号 養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例について。

養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年三月四日提出。

趣旨でございますが、この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行による公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の一部改正に伴い、町営住宅の入居基準及び資格要件について所要の改正を行うものでございます。

要旨でございますが、公営住宅法第二十三条の改正に伴い、条例委任された入居収入基準並びに裁量階層の対象のうち、本来階層及び裁量階層の入居収入基準については引き続き維持するものとしますが、裁量階層の対象については、改正前の第五条第一項第三号イに規定する「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成二十三年政令第四百二十四号）第一条の規定による改正前の令（昭和二十六年政令第二百四十号）第六条第四項に定める場合」を削除し、その令に規定されていた「同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合」を、第五条第五項第三号において「同居者に中学校卒業に達するまでの者がある場合」と新たに規定するものでございます。

これは、これまで児童の小学校就学に伴い、政令月収の基準額が二十一万四千円から十五万八千円に切りかわることにより、収入超過となった世帯に対して明け渡し努力義務と割り増し家賃の徴収が規定されておりましたが、子育て世帯の居住の安定を図る

べく、十六歳以上二十三歳未満の児童を扶養する世帯に適用される特定扶養親族控除の適用までの期間を岐阜県県営住宅条例に準じて改めるものとさせていただきます。

この条例は、平成二十五年四月一日から施行するものとさせていただきます。

以上で、議案第十九号の提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十四、議案第二十号 養老

町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第二十号

養老町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案第二十号 養老町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

養老町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のよう

に定めるものとする。平成二十五年三月四日提出。
改正の趣旨でございます。平成二十四年六月十日、今熊谷簡易水道配水区域全域の上水道への切りかえにより、同年十二月二十二日に今熊谷水道組合が解散となりました。それに伴い、養老町簡易水道事業給水条例の一部を改正するものとさせていただきます。

第三十五条第二項及び別表第一並びに第二（定額制）において「今熊谷簡易水道」と記載してありますものを削るものとさせていただきます。

この条例は、公布の日から施行するものとさせていただきます。

以上で、議案第二十号の提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十五、議案第二十一号 養

老町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第二十一号

養老町下水道条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案第二十一号 養老町下水道条例の一部を改正する条例について。

養老町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものと

する。平成二十五年三月四日提出。
改正の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高める

ための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）による下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）の一部改正に伴い、政令で定められていた公共下水道の構造に関する技術上の基準等を、政令で定める基準を参酌して、管理者である地方公共団体が条例で定めることとなったのに伴い改正するもの及び、平成二十四年五月二十五日に施行された下水道法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第四百八十八号）により、下水道への排水基準項目に一・四―ジオキサンが追加されたことに伴い、改正するものとさせていただきます。

内容でございますが、公共下水道の構造の技術上の基準につい

て（第三条の二から第三条の六関係）でございます。下水道法第七条第二項に規定する条例で定める公共下水道の構造に係る技術上の基準については、下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）等を参酌した結果、現行基準どおりが適切であると判断し、新たに条例に定めるものでございます。

二番目に、終末処理場の維持管理基準についてでございます。

これは、第十八条の二の関係でございます。

下水道法第二十一条第二項に規定する条例で定める公共下水道管理者に係る終末処理場の維持管理基準についても、下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）等を参酌した結果、現行基準どおりが適切であると判断し、新たに条例に定めるものでございます。なお、政令で定める基準のうち、本町に該当しない流域下水道の構造基準、都市下水路の構造及び維持管理基準については、条例化から除外しました。

三番目に、排水基準項目の追加について（第十一条関係）でございます。

平成二十四年五月二十五日に施行された下水道法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第四百十八号）により、下水道への排水基準項目に一・四―ジオキサンを追加し、その基準値を一リットル当たり〇・五ミリグラム以下に規定するものでございます。

施行日についてでございますが、この条例は、平成二十五年四月一日から施行するものでございます。ただし、経過措置として、この条例の施行の際、現に存する施設で第三条の三の規定に適合しないものについては、この規定は適用せず、なお従前の例によるものとしたしました。

以上で、議案第二十一号の提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十六、議案第二十二号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第二十二号

町道路線の廃止について説明をさせていただきます。

議案第二十二号 町道路線の廃止について。

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第三項の規定に基づき、町道の路線を次のように廃止するものとする。平成二十五年三月四日提出。

今回廃止する路線は、河川改修工事によるものが一路線、海津市との行政界変更によるものが一路線であり、道路法第十条第三項の規定に基づき、議会の議決を求めるところでございます。

まず、整理番号一番の祖父江六号線でございますが、堤防敷（祖父江字一ノ坪二千二十一番地二地先）を起点とし、堤防敷（祖父江字一ノ坪二千十九番地一地先）を終点とし、延長四十六・五メートル、幅員二・一メートルから四メートルの路線であります。この路線は、河川改修工事に伴い、廃止するものでございます。

次に、整理番号二番の広域営農団地三号線でございますが、有尾字下池四百五十六番地二百七十三地先を起点とし、有尾字下池四百五十六番地五百四十七地先を終点とし、延長四百六十メートル、幅員七メートルから七・八メートルの路線であります。この路線は、海津市との行政界変更に伴い、廃止するものでございます。

以上で、議案第二十二号 町道路線の廃止についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十七、議案第二十三号 町道路線の認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第二十三号 町道路線の認定について説明をさせていただきます。

議案第二十三号 町道路線の認定について。

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第八条第二項の規定に基づき、町道の路線を次のように認定するものとする。平成二十五年三月四日提出。

今回認定する路線は、東海環状自動車道建設工事によるものが十六路線、養老サービスマートインターチェンジ設置によるものが二路線、道路の寄附によるものが一路線、海津市との行政界変更によるものが一路線、県営土地改良事業によるものが一路線であり、道路法第八条第二項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

まず、整理番号一番の大坪三十八号線でございますが、大坪字溝東五百三十三番地一地先を起点とし、大坪字溝東五百二十番地一地先を終点とする路線で、延長百三十六・七メートル、幅員が六・四メートルから十一・六メートルであります。この路線は、東海環状自動車道建設工事に伴い整備された側道を認定するものでございます。図面を添付してありますので、御確認いただきましたと思います。

なお、以下整理番号十六番までは、東海環状自動車道建設工事に伴い、町道路線の認定をするものでございます。

整理番号二の大坪三十九号線でございますが、大坪字溝東五百五十四番地一地先を起点とし、大坪字溝東六百七十七番地四地先を終点とする路線で、延長三百五十七・三メートル、幅員が五・二メートルから十二・一メートルでございます。

次に、整理番号三の大坪四十号線でございますが、大坪字溝東六百六十番地三地先を起点とし、大坪字溝東六百七十五番地二地先を終点とする路線で、延長百八十四・五メートル、幅員が五メートルから二十五・五メートルでございます。

次に、整理番号四の蛇持大坪五号線でございますが、蛇持字鎌倉五百五十番地一地先を起点とし、大坪字溝東六百七十八番地四地先を終点とする路線で、延長百三十一・四メートル、幅員が一・八メートルから五・四メートルでございます。

次に、整理番号五番の蛇持祖父江三号線でございますが、蛇持字除下二百八十三番地二地先を起点とし、祖父江字一ノ坪二千九十三番地一地先を終点とする路線で、延長四百二十六・六メートル、幅員が五メートルから十三・五メートルでございます。

次に、整理番号六番の祖父江四十六号線でございますが、祖父江字一ノ坪二千九十五番地一地先を起点とし、祖父江字掛坂二千二百九十番地先を終点とする路線で、延長四百十七・七メートル、幅員が六・五メートルから十三・三メートルでございます。

次に、整理番号七番の祖父江直江一号線でございますが、祖父江字前沖二千二百九十二番地一地先を起点とし、直江字野割二千六百二十二番地先を終点とする路線で、延長千百九十・一メートル、幅員が五メートルから十四・八メートルでございます。

次に、整理番号八番の飯積直江四号線でございますが、飯積二

丁目八十六番地一地先を起点とし、直江字野割二千五百七十一番地一地先を終点とする路線で、延長百五十四・五メートル、幅員が五メートルから十一メートルでございます。

次に、整理番号九番の直江六十一号線でございますが、直江字野割二千五百八十八番地一地先を起点とし、直江字野割二千五百九十三番地先を終点とする路線で、延長百九十五・五メートル、幅員が三メートルから九メートルでございます。

次に、整理番号十番の金屋三十号線でございます。金屋字井ノ上四百二十七番地六地先を起点とし、金屋字熊竹五百五十番地二地先を終点とし、延長五百三十四・三メートル、幅員四メートルから十七・三メートルの路線でございます。

次に、整理番号十一番の金屋三十一号線でございますが、金屋二丁目十九番地一地先を起点とし、金屋二丁目二十番地三地先を終点とし、延長百三十七・六メートル、幅員五・一メートルから十九・七メートルの路線でございます。

次に、整理番号十二番の金屋直江四号線でございます。金屋二丁目九番地一地先を起点とし、直江字榎町二千三百九番地一地先を終点とし、延長百六十四・五メートル、幅員五メートルから十・七メートルの路線でございます。

次に、整理番号十三番の直江六十二号線でございますが、直江字一丁目二千四百三十四番地一地先を起点とし、直江字榎町二千三百六十五番地一地先を終点とする路線で、延長百二十六・四メートル、幅員が三メートルから九メートルでございます。

次に、整理番号十四の直江六十三号線でございます。直江字一丁目二千四百六十六番地一地先を起点とし、直江字広面二千五百五十四番地一地先を終点とする路線で、延長九百四十七・六メートル、幅員が五メートルから二十・五メートルでございます。

次に、整理番号十五の飯積直江五号線でございます。飯積二丁目九十六番地先を起点とし、牧田川左岸堤防敷（直江字向野二千二百九十一番地一地先）を終点とする路線で、延長千百・三メートル、幅員が二・九メートルから十二・四メートルでございます。

次に、整理番号十六の直江六十五号線でございますが、直江字野割二千六百八番地一地先を起点とし、直江字広面二千五百二十五番地二地先を終点とする路線で、延長百三十四・五メートル、幅員が六・一メートルから八・六メートルでございます。

次に、整理番号十七のスマートインター一号線でございますが、橋爪字南川原千四百八十四番地三地先を起点とし、橋爪字南川原千四百八十四番地四地先を終点とする路線で、延長十六メートル、幅員が四・七メートルから二十メートルであります。養老サービスエリアスマートインターチェンジの設置に伴い、新設する進入路線を認定するものでございます。

次に、整理番号十八のスマートインター二号線でございますが、橋爪字南川原千四百七十七番地百三十七地先を起点とし、橋爪字南川原千四百七十七番地二百二十二地先を終点とする路線で、延長百三十メートル、幅員が四・七メートルから二十メートルでございます。これも養老サービスエリアスマートインターチェンジ設置に伴い、新設する進入路線でございます。

次に、整理番号十九の下笠二百三十八号線でございますが、下笠字三ツ屋二千三百八十九番地四地先を起点とし、下笠字三ツ屋二千三百八十八番地一地先を終点とする路線で、延長九十五・六メートル、幅員が五メートルから七メートルでございます。宅地開発に伴い、寄附を受けた道路を認定するものでございます。

次に、整理番号二十の有尾三十二号線でございますが、有尾字下池六百七十番地先を起点とし、有尾字下池六百八十六番地先を

終点とする路線で、延長四百七十三・一メートル、幅員が二・六メートルから六・二メートルでございます。海津市との行政界変更に伴い、編入された道路を認定するものでございます。

最後に、整理番号二十一の有尾三十三号線でございますけれども、有尾字下池六百九十二番地先を起点とし、有尾字下池六百九十二番地先を終点とする路線で、延長百十三・一メートル、幅員が七メートルから十八メートルであります。県営土地改良事業（下池西部地区）に伴い、整備された道路を認定するものでございます。

以上で、議案第二十三号 町道路線の認定についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十八、議案第二十四号 町道路線の変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第二十四号 町道路線の変更について説明をさせていただきます。

議案第二十四号 町道路線の変更について。

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第三項の規定に基づき、町道の路線を次のように変更するものとする。平成二十五年三月四日提出。

今回、変更する路線は、東海環状自動車道建設工事によるものが十四路線、海津市との行政界変更によるものが三路線、路線網の見直しによるものが二路線であり、道路法第十条第三項の規定に基づき、議会の議決を求めるところでございます。

まず、整理番号一番でございます。東海環状自動車道建設工事に伴い、路線名を飯積直江一号線から飯積二十四号線に変更し、始点を牧田川左岸堤防敷（飯積字柵場百五番地先）から小畑川右岸堤防敷（飯積字柵場百五番地一地先）に変更し、終点を牧田川左岸堤防敷（直江字向野二千二百九十一番地一地先）から飯積二丁目七十八番地一地先に変更するものでございます。図面を添付してありますので、御確認をいただきたいと思います。

なお、以下整理番号十四までは、東海環状自動車道建設工事に伴い変更するものでございます。

整理番号二の金屋飯積一号線でございますが、終点を飯積字起六百六十八番地一地先から飯積二丁目七十五番地先に変更するものでございます。

次に、整理番号三番の飯積金屋一号線でございますが、終点を金屋字熊竹五百十二番地三地先から金屋二丁目十八番地一地先に変更するものでございます。

次に、整理番号四番でございます。路線名を金屋飯積二号線から直江飯積二号線に変更し、始点を金屋字井ノ上四百二十七番地六地先から直江字一丁田二千四百三十七番地一地先に変更するものでございます。

次に、整理番号五番の飯積十八号線でございますが、起点・終点は変わりませんが、経過地を変更するものでございます。

次に、整理番号六番の飯積十九号線でございますが、終点を飯積二丁目十二番地先から飯積二丁目十二番地二地先に変更するものでございます。

次に、整理番号七番の大坪三十六号線でございます。始点を大坪字溝東六百六十番地三地先から大坪字溝東六百七十番地三地先に変更するものでございます。

次に、整理番号八番の蛇持大坪四号線でございますが、終点を大坪字溝東六百七十八番地四地先から大坪字溝東六百五十四番地一地先に変更するものでございます。

次に、整理番号九番でございます。路線名を金屋直江二号線から金屋三十二号線に変更し、始点を金屋一丁目九番地先から金屋一丁目九番地一地先に、終点を直江字一丁目二千四百六十六番地先から金屋一丁目十四番地先に変更するものでございます。

次に、整理番号十番の直江金屋二号線でございますが、終点を金屋二丁目十一番地先から金屋二丁目十番地三地先に変更するものでございます。

次に、整理番号十一番の直江四十七号線でございますが、終点を直江字榎町二千三百九番地先から直江字一丁目二千四百九番地二地先に変更するものでございます。

次に、整理番号十二の飯積直江二号線でございますが、終点を直江字野割二千六百二十一番地先から直江字広面二千四百九十四番地一地先に変更するものでございます。

次に、整理番号十三の金屋飯積四号線でございますが、始点を金屋二丁目十六番地先から金屋二丁目二十番地三地先に変更するものであります。

次に、整理番号十四の直江五十一号線でございますが、始点を直江字一丁目二千四百三十四番地先から直江字一丁目二千四百三十四番地一地先に、終点を直江字野割二千五百九十三番地先から直江字広面二千四百九十四番地一地先に変更するものでございます。

次に、整理番号十五の西岩道六号線でございますが、起点・終点は変わりませんが、路線網の見直しに伴い、変更するものでございます。

次に、整理番号十六の田粗大センター線でございますが、海津市との行政界変更に伴い、終点を有尾字下池四百五十六番地二百三十六地先から有尾字下池六百八十一番地先に変更するものでございます。

次に、整理番号十七の有尾八号線でございますが、海津市との行政界変更に伴い、始点を有尾字下池四百五十六番地四百六十八地先から有尾字下池七百八十七番地先に変更し、終点を有尾字下池四百五十六番地三百二十七地先から有尾字下池七百三番地先に変更するものでございます。

次に、整理番号十八の下笠七十五号線でございますが、路線網の見直しに伴い、終点を下笠字除内五千四十六番地三地先から下笠字除内五千百十四番地一地先に変更するものでございます。

最後に、整理番号十九の広域営農団地二号線でございますが、海津市との行政界変更に伴い、終点を有尾字下池四百五十六番地一―一地先から有尾字下池七百二十四番地先に変更するものでございます。

以上で、議案第二十四号 町道路線の変更についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

これより暫時休憩いたします。

再開は午後一時からいたします。

（午後〇時〇九分 休憩）

（午後一時〇〇分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、再開いたします。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十九、議案第二十五号から

日程第四十一、議案第三十七号までの十三議案は、本日は一括議

題として上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。それでは、日程第二十九、議案第二十五号 平成二十四年度養老町上水道事業会計資本剰余金の処分についてから、日程第四十一、議案第三十七号 平成二十五年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについてまでの十三議案を一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第二十五号

平成二十四年度養老町上水道事業会計資本剰余金の処分について説明をさせていただきます。

議案第二十五号 平成二十四年度養老町上水道事業会計資本剰余金の処分について。

平成二十四年度養老町上水道事業会計のうち、負担金をもって取得した資産（取得に要した価格からその取得のために充てた負担金の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿原価または帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当する部分）の撤去により発生する損失について、負担金を源泉とする資本剰余金十二万三千八百七十四円をもって埋めるものとする。平成二十五年三月四日提出。

趣旨及び要旨でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第一次分権一括法）による地方公営企業法の一部改正により、みなし償却に係る資産の譲渡・撤去等により損失が生じたとき、議会の関与なく、資本剰余金をもって直接損失していた従来の処理は不可能となりました。したがって、引き続き直接補填、いわゆる相殺を行うためには、議会の議決を経る必要があります。

今回、過去に負担金をもって取得した資産のうち、平成二十四年度において小倉地内における配水管の撤去により発生する損失について、負担金を源泉とする資本剰余金十二万三千八百七十四円をもって充てるものとするものでございます。

以上で、議案第二十五号の提案説明とさせていただきます。次に、議案第二十六号 平成二十四年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更について。

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条の規定により、平成二十四年度養老町公共下水道事業特別会計は、平成二十四年度養老町一般会計から繰り入れる額を次のとおり変更するものとする。平成二十五年三月四日提出。

繰り入れの変更につきましては、下水管布設費の施設修繕料及び工事請負費の減に伴い、一般会計から繰入金九百万円を減額するものでございます。

以上で、議案第二十六号の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第二十七号 平成二十四年度養老町一般会計補正予算（第七号）。

上程をいただきました議案第二十七号 平成二十四年度養老町一般会計補正予算（第七号）につきまして、概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、一部の事業の執行額の確定に伴うものの精算並びに国の補正予算を利用して実施する中学校校舎の施設整備及び財政調整基金に新たに積み立てを行うのが主なものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ一億五千六百五十三万九千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ百二億二百七十六万三千円とするものであります。

最初に、歳出の説明をさせていただきます。

まず十三ページ、総務費の総務管理費では、財政調整基金に新たに一億五十九万七千円を積み立てるとともに、長寿社会福祉基金積立金には、利息分一万三千円を計上いたしております。

民生費の社会福祉費では、介護保険電算システムの改修が必要のため、介護保険特別会計へ事務費繰出金百四十九万六千円を増額し、後期高齢者医療事務費の精算に伴う事務費繰出金一万二千円を増額いたしました。

また、地域改善費では補助事業費が二分の一に減額され、工事請負費を三百八十九万円減額するものでございます。

また、後期高齢者医療費については、事務費の精算に伴い繰出金を一万二千円増額するものです。

児童福祉費では、私立保育所運営事業において、園児数の当初見込みと実績との差額分三千六百三十九万一千円を減額いたしました。

十四ページの農林水産業費では、農業費、農業振興費につきましては、担い手支援事業費で二十一万九千円の減額、飛騨美濃じまん農産物育成支援事業費で四十四万円をそれぞれ減額いたしました。これは、認定農業者や団体等が購入する農機具の購入費が減少したため、町補助金相当分も減額するものでございます。

また、就業改善センター維持管理費の十一万五千円の減額については、トイレの配管改修工事の入札差金によるものでございます。

次に、土地改良費につきましては、県単土地改良事業費で二百八十四万四千円を減額いたしました。五件のかんがい排水工事の入札差金によるものでございます。

また、県営基幹排水対策特別事業負担金十五万二千円並びに県営湛水防除事業負担金三百七十万三千円をそれぞれ減額いたしま

したが、工事入札差金に伴い、これらに係る町負担金を減額するものでございます。

農地・水・環境保全向上活動支援事業におきましては、共同活動事業で十九組織、向上活動で十二組織が実施されましたが、本年度、国の実施単価等が圧縮されたことにより、町の負担分四百八十六万六千円を減額するものでございます。

揚排水機管理手当等の三百八十六万六千円の増額であります。昨年六月、九月、十月の台風等による大雨の影響で農業用排水機の運転時間がふえ、電気料等が増加しましたので、不足分を補正するものでございます。

次に、林業費、林業振興費では、有害鳥獣駆除事業費で百九万六千円を減額いたしますが、これは、本年度、特に鹿、猿等の捕獲数が増加したことによる不足する報償費八十七万一千円を増額いたしますが、当初、橋爪地区で予定しておりました鳥獣害防止柵の設置事業が県の補助事業として採択されたため、町による施工は不用となったため、工事費百万円を減額いたします。

また、負担金補助及び交付金では、橋爪地区の鳥獣害防止柵の設置事業、長さ千三百メートルでございますが、県補助金が圧縮されました。百九十三万五千円から九十六万八千円に減額されたため、関係する事業補助金九十六万七千円を減額いたしました。

十五ページの土木費、道路橋梁費では、高田九十六号線及び広域営農団地一号線の入札差金分の減額のほか、新たに広域営農団地一号線が国の補正予算による追加採択されたことに伴い、社会资本整備総合交付金事業二百六万九千円を増額するものでございます。

また、都市計画費では、公共下水道事業特別会計の下水管布設費の施設修繕料及び工事請負額の減に伴う繰出金九百万円の減額

でございます。

消防費では、消防自動車購入事業の入札差金五十二万九千円を補正減いたします。

教育費では、平成二十四年度東日本大震災復興特別会計予備費分と平成二十四年度第一次補正予算を活用し、高田中学校図書室棟耐震補強工事と東部中学校大規模改修工事、第一期分でございますが、及び工事に伴う監理委託料を計上するものでございます。

高田中学校図書室棟につきましては、鉄筋コンクリート造二階建て、延べ床面積二百四十六平方メートルの建物で、耐震診断により、耐震性能が欠けているため補強工事を行うものでございます。東部中学校につきましては、昭和五十五年に開校し三十二年が経過し、経年劣化による建物や施設等の傷みが数多く見られるようになりまして。また、地盤沈下も顕著となっていることから総合的な大改修が必要と思われ、東部町民体育館を含め、全体を五期に分け整備することといたしました。特別教室棟を含む北舎の三棟を第一期工事として今回の補正に計上するものでございます。工事監理委託料として二百八十九万八千円、工事請負費として二億三千五百二十三万円を増額するものでございます。

次に、幼稚園費でございますが、幼稚園就園援助補助金のうち、私立幼稚園奨励費補助金について当初六名分を予定しておりますが、補助対象が八名となりましたので、十万九千円を増額するものでございます。

また、社会教育費では、文化財保護事業として養老三滝めぐり同好会より、養老の滝までの距離を示す道しるべである養老公園の丁石復元及び戸関遺跡調査の提案として十万円の寄附を受けましたので、その復元整備費十万円を計上いたしました。

また、文化財アーカイブ事業では、養老町文化遺産情報の記

録・登録・公開事業を行うため、国庫補助金（十割）を活用した補助事業であります。昨年の四月に全国一律に三割を減額する内示がありましたので、文化遺産情報、祭り・生き物・景観などについて、当初予算額七千七百万円で三百五十件の記録を作成する予定でしたが、変更額の五千三百六十万円で件数を二百三十件の記録作成にとどめ、補正額として二千三百四十万円を減額するものでございます。

保健体育費では、町民プール大規模改修工事が、当初二十四年度工事出来高を六八％で予算計上しておりましたが、出来高変更により監理委託料三五％、建設工事は三九・二％、機械設備は一五・二％、電気設備は〇・七％とし、差額分一億二千四百二十六万六千円を補正減いたしました。

次に、九ページの歳入について御説明申し上げます。分担金及び負担金の分担金の中で農林水産業費分担金では、五つの県単土地改良事業の実施事業費の減により地元負担金百四十八万一千円を減額するほか、林業費分担金として、鳥獣被害防止総合対策事業として橋爪区への補助が圧縮により農地保全事業分担金五十万円を減額いたしました。

国庫支出金の国庫負担金では、私立保育所の園児数の減により、保育所運営費負担金、私立でございますが、一千二百五十万八千円を減額いたしました。国庫補助金については、側溝改良工事の延長が減になったことから、地方改善施設整備費補助金百九十五万六千円の減、当初計画していた事業費が確定したことや国の補正予算を活用する事業が追加されたことにより、社会資本整備総合交付金百八万円の増、学校施設環境改善交付金として高田中図書室棟、東部中大規模改修に伴い七千六百八十七万九千円の増、文化遺産を生かした観光振興・地域活性化事業補助金については、

実行委員会に補助金が入金されるため七百七十万円の減を行うものでございます。

十ページの県支出金につきましては、県負担金で保育所運営費負担金、私立でございます。六百二十五万四千円、県補助金で農林水産業費補助金は、実施事業費の減額等により農業費補助金の県単土地改良事業補助金百二十万一千円、飛騨美濃じまん農産物支援事業補助金三十九万六千円をそれぞれ減額し、林業費補助金では、鳥獣被害総合対策事業補助金九十六万七千円を減額いたしました。

また、県支出金の委託金、農林水産業費委託金につきましては、有害鳥獣駆除数等の増により、林業費委託金の有害鳥獣駆除事業委託金二十六万六千円を増額いたしました。

十一ページの財産収入につきましては、財政調整基金と長寿社会福祉基金利子の確定に伴い六十一万円を増額し、寄附金につきましては、御寄附をいただいた分、十万円を計上しております。

繰入金の基金繰入金につきましては、財政調整基金の取り崩し二億五千万円を取りやめるものでございます。

また、諸収入については、後期高齢者医療事務関係の精算等に伴う二千六百七十万円及び国から養老町文化遺産情報実行委員会に入金される補助金を返戻金として五百三十六万円をそれぞれ計上いたしました。

町債につきましては、農業関係の事業費の確定に伴い四百八十万円を、土木関係では、道路整備に伴う地方債百十万円、消防関係では、消防自動車購入に伴う地方債四十万円、教育関係では、町民プール大規模改修事業に伴う地方債七千万円の減額を、また中学校関係では、学校施設環境改善事業として、高田中学校図書室棟耐震補強工事及び東部中大規模改修工事に伴う地方債一

億五千九百五十万円を計上いたしました。

また、繰越金では、歳入全体で不足する財源二億四千六百三十七万七千円を充てるものでございます。

五ページの「第二表 繰越明許費」につきましては、この定例議会に上程した社会資本整備総合交付金事業及び中学校校舎等施設整備事業、これは高田中学校図書室棟耐震補強と東部中大規模改修でございますが、本年度内に事業が完了しないため、翌年度に繰り越すための繰越明許費の設定を行うものでございます。

同ページの「第三表 債務負担行為補正」につきましては、町民プール大規模改修事業で年度内出来高が変わり、限度額変更をする必要がありますので、限度額を二億一千二百二十四万六千円として補正変更いたします。

また「第四表 地方債補正」につきましては、新たに学校施設環境改善事業債一億五千九百五十万円を追加し、さらに事業費の確定に伴い、県営基幹排水対策特別事業債の借入限度額を二十万円減額し、補正後の借入限度額を五百七十万円に、県営湛水防除事業債の借入限度額を四百六十万円減額し、補正後の借入限度額を二千三百八十万円に、社会資本整備総合交付金事業債の借入限度額百十万円を減額し、補正後の借入限度額を五百二十万円に、消防自動車購入事業債の借入限度額を四十万円減額し、補正後の借入限度額を一千四百二十万円に、町民プール大規模改修事業債の借入限度額を七千万円減額し、補正後の借入限度額を六千四百万円に変更するものでございます。

以上が、平成二十四年度養老町一般会計補正予算（第七号）の提案説明でございます。

次に、議案第二十八号の平成二十四年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を御説明申し

上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ四千百三十万二千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ三十六億八千七十九万二千円とするものでございます。

歳出につきましては、一般被保険者の療養給付費について三月分から十月分の実績において、以降翌年二月分までの伸び率を九・四％と見込み、交付申請をしたところ、国における予算の余剰があり、さらに八・五％を乗じて交付決定され、療養給付費等負担金四億三百八万九千四百五十四円の交付を受けましたが、実績の伸び率は五・九％で、決定額が三億六千七百七十八万七千五百十八円と確定いたしました。

このため、前年度分の療養給付費等負担金の精算による国への返還金が発生しましたので、所要額の四千百三十万二千円を補正増として計上いたしました。

歳入につきましては、繰越金で不足する財源四千百三十万二千円を充当するものでございます。

以上が、議案第二十八号の提案説明でございます。

次に、議案第二十九号 平成二十四年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第一号）について、その概要を説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ十八万八千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ二千三百六十八万八千円とするものでございます。

歳出につきましては、平成二十四年十一月二十九日に住宅新築資金等の期限前一括償還が行われましたので、それに伴う郵便貯金・簡易生命保険管理機構への繰上償還元金は三百十八万八千円となりました。これは、住宅新築資金と宅地取得資金の借り入れ

をされてみえた方が、平成三十二年及び平成三十年の最終償還を待たずに一括返還されたものでございます。

さて、繰上償還元金は当初予算三百万円を計上しておりましたので、繰上償還元金の不足する十八万八千円を増額いたしました。なお、郵便貯金・簡易生命保険管理機構への返済日は、平成二十五年四月一日の予定となります。

歳入につきましては、繰上償還元金の増額に伴い、貸付金元利収入で不足する十八万八千円を増額するものでございます。

以上で、議案第二十九号の提案説明とさせていただきます。

次に、議案第三十号 平成二十四年度養老町上水道事業会計補正予算（第三号）につきまして、その概要を御説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、収益的収入を七百八十二万円減額し、補正後の予算額を四億二千三百三十八万円とし、収益的支出を二百八十万円増額し、補正後の予算額を三億九千七百四十九万三千円に改めるものでございます。

また、資本的支出を七千四百二十一万三千円減額し、補正後の予算額を三億一千九百三十八万七千円に改めるものでございます。

まず、収益的収入及び支出におきましては、当初消費税の還付を見込んでおりましたが、給水収益の増加及び工事発注額が予定より減少となったため、結果的に消費税を納付することとなり、収益的収入において消費税及び地方消費税還付金を七百八十二万円減額し、収益的支出において消費税及び地方消費税を二百八十万円増額いたしました。

資本的支出につきましては、各工事の請負差金による減額や、今年度に予定していました第二ポンプ場池辺末端圧測定所移設工事の移設場所をさらに検討した上で平成二十五年度に実施することとしたため、委託料百二十一万三千円、工事請負費七千三百万

円を減額いたしました。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、三億四千五百三十万円から二億七千八百七千円に七千四百二十一万三千円の減額となりました。

以上が、議案第三十号の提案説明でございます。

議案第三十一号の平成二十四年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ九百万円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ三億二千九百六十三万二千元とするものでございます。

歳出につきましては、養老町公共下水道事業管路及びマンホール修繕工事の減により、下水管布設費の施設修繕料を六百万円、公共ます新設単独工事の減により、下水管布設費の工事請負費を三百万円減額いたしました。

歳入につきましては、補正減の財源である一般会計繰入金を九百万円減額いたします。

以上が、議案第三十一号の提案説明でございます。

続きまして、議案第三十二号 平成二十四年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第四号）につきまして、その概要を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億七千七百三十万四千円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ二十二億二千五百九十二万二千円とするものでございます。

歳出の総務費、総務管理費につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修費百四十九万六千円を増額しました。これは、厚生労働省の認定ソフトが変更するために対応するものでござい

ます。

特別対策事業費につきましては、認知症対応型通所介護施設と小規模多機能型居宅介護施設及び小規模特養を公募しましたが、小規模特養は応募がありましたけれども、今年度中の着工ができないことと、その他の二つの施設は応募がなかったため、一億五千六百万円とそれに伴う施設開設準備経費助成特別対策事業費二千二百八十万円を減額いたしました。

保険給付費につきましては、本年度の給付費の実績と動向に基づきまして、介護サービス給付費などにそれぞれの所要額を補正しており、保険給付費全体としての補正増減はございません。

歳入につきましては、県補助金、介護基盤緊急整備特別対策事業交付金一億五千六百万円と施設開設準備経費助成特別対策事業交付金二千二百八十万円を減額補正しております。

また、介護保険制度改正に伴うシステム改修に必要な百四十九万六千円を一般会計からの繰入金で補正しました。

以上が、議案第三十二号の提案説明でございます。

続きまして、議案第三十三号の平成二十四年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五百四十四万一千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ二億八千四百四万一千円とするものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金のうち、普通徴収で出納整理期間中に徴収した保険料は、過年度分として新年度に納付するという規定に基づくもので、平成二十三年度出納整理期間保険料徴収分五百四十四万一千円を増額補正するものでございます。

歳入につきましては、補正増の財源を前年度繰越金五百四十二万一千円と、繰入金で平成二十三年事務費清算金一万二千円、雑入で平成二十三年保険事業負担金精算金八千円を充てるものでございます。

以上が、議案第三十三号の提案説明でございます。

続きまして、議案第三十四号 平成二十五年養老町簡易水道特別会計の繰入れについて御説明申し上げます。

議案第三十四号 平成二十五年養老町簡易水道特別会計の繰入れについて。

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条の規定により、平成二十五年養老町簡易水道特別会計は、次のとおり平成二十五年養老町一般会計から繰り入れるものとする。平成二十五年三月四日提出。

簡易水道特別会計につきましては、今回、議案第四十号の平成二十五年養老町簡易水道特別会計予算で歳入歳出それぞれ一千五百万円を計上しておりますが、簡易水道施設整備事業を実施するため二十三万四千円を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上が、議案第三十四号の提案説明でございます。

続きまして、議案第三十五号 平成二十五年養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて御説明をさせていただきます。

議案第三十五号 平成二十五年養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて。

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条の規定により、平成二十五年養老町立食肉事業センター特別会計は、次のとおり平成二十五年養老町一般会計から繰り入れるものとする。平

成二十五年三月四日提出。

養老町立食肉事業センター特別会計につきましては、今回、議案第四十一号の平成二十五年養老町立食肉事業センター特別会計予算で歳入歳出それぞれ一億五千七百万円を計上しておりますが、食肉事業センター管理事業を実施するため四千六百四十万円を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上が、議案第三十五号の提案説明でございます。

続きまして、議案第三十六号 平成二十五年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについて御説明をさせていただきます。

議案第三十六号 平成二十五年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについて。

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条の規定により、平成二十五年養老町公共下水道事業特別会計は、次のとおり平成二十五年養老町一般会計から繰り入れるものとする。平成二十五年三月四日提出。

公共下水道事業特別会計につきましては、今回、議案第四十四号の平成二十五年養老町公共下水道事業特別会計予算で歳入歳出それぞれ三億三千九十万円を計上しておりますが、公共下水道整備事業を実施するために二億二千七百六十一万二千円を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上が、議案第三十六号の提案説明でございます。

次に、議案第三十七号 平成二十五年養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて御説明をさせていただきます。

議案第三十七号 平成二十五年養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて。

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条の規定により、平成二十五年養老町農業集落排水事業特別会計は、次のとおり

平成二十五年度養老町一般会計から繰り入れるものとする。平成二十五年三月四日提出。

養老町農業集落排水事業特別会計につきましては、今回、議案第四十五号の平成二十五年度養老町農業集落排水事業特別会計予算で歳入歳出それぞれ二千八百八十万円を計上しておりますが、農業集落排水事業を実施するために二千四十万円を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上が、議案第三十七号の提案説明でございます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより、総括質疑を行います。

なお、これらの議案は、各常任委員会が所管する事項の議案ごとにその常任委員会へ付託し、審査したいと思っておりますので、ここでは所属外で総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

平成二十四年度の養老町上水道事業会計資本剰余金の処分についてから、平成二十五年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについてまでの十三議案でございます。補正予算も含んでおります。

質疑ございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

次に、日程第四十二、議案第三十八号から日程第五十二、議案第四十八号までの十一議案は、町長の施政方針並びに予算内示会で説明を受けていますので、提案理由の説明は省略をし、本日は一括議題として上程後、直ちに総括質疑を行いたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第四十二、議案第三十八号 平成二十五年度養老町一般会計予算から日程第五十二、議案第四十八号 平成二十五年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの十一議案を一括議題といたします。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、これらの議案は、各常任委員会が所管する事項の議案ごとにその常任委員会へ付託し、審査したいと思っておりますので、ここでは所属外で総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） それでは、何点かで質問をしたいと思っておりますけれども、これは所属常任委員会と言われればそれまでもなのかもしれませんが、町長の新年度の経営方針の柱として、住民と行政の協働して動く、協働して働く、協働による新しい公共の考え方をもちにしましたまちづくりと銘打たれました。これまでの行政のみの公共サービスを、自治会や住民などがその役割を担うというふうな考え方をもちに今回の予算が計上されているわけですので、協力して動く、働く、協働のまちづくりというのは、いろいろな定義があるのかと思います。私は、自助・共助により影響が及ぶように公助を考えるのが新しい協働のまちづくりだということふうに考えております。

特に、地域の自治町民会議ですけれども、各地区においては本

当に役員のみならず手がなく。区長さんも入居順でその年務められるというふうな現状や、事業メニュー、また公のお金ですね、公金の危機管理体制、そして予算枠というのは、私どもには全く知らされておられません。

言い過ぎかもしれませんが、町長の公約実現ありきということとで総花的な内容ではないかというふうに思っています。自治会や町民やボランティア団体の自主性とか創意工夫を公助として、具体的に支える体制や整備が本当に準備されているのでしょうか。そして、さまざまな困難な局面の最終責任は町長にあるとの自覚がおりなんでしょうか。この点について伺いたいと思います。

二点目は、スマートインターチェンジ建設事業についてです。三千二百二万円が一般財源で計上されました。許可申請を今年度中に行い、平成二十七年三月をめどに完成を目指したいと私どもにも報告されております。

しかし、一日何台の交通量が見込まれているのか、町の概算の負担分はどれだけなのか、B/C、コスト分のベネフィット指数はどのように検討されているのか、東海環状自動車道との養老インターチェンジへの町の負担分もどのように概算されているのか、そういう予算面では、全く承知しておりません。

さらに、二月二十八日に東海環状自動車道の五斗蒔パーキングエリアにスマートインターチェンジが開通されたという報道がございます。県内では二カ所目ですが、一日千九百台の交通量が見込まれているとのことです。最終的な土岐市の負担分は幾らであったのか、またB/Cの数値はどういうふうだったのかについてお尋ねをしたいと思います。

三点目は、町制施行は昭和二十九年十一月三日でございます。来年は、町制施行六十周年に当たります。人と言うと、六十周

年は生まれたときに戻るというふうなことが言われておりますが、今回の新年度予算でもそれに関連した予算計上も全くなされていなければならず、どういふふうな町制施行六十周年を考えられているのかどうかについて伺いたいと思います。

それから最後ですが、二〇二〇年、平成三十二年を目標にした第五次総合計画は、人口の目標を三万二千人と設定しております。今月の三月号の広報「養老」が配付されているわけですが、転入四十六人、転出八十七人というふうな現状でございます。少子・高齢化と一口で言いますが、この広報三月号の数値を見ただけで、本当に大変な財政運営だということも思います。年金が減らされる、介護、医療、子育て、全て現役世帯にのしかかります。介護保険や後期高齢者医療制度、そして消費税も増税されるといふふうな先行きの中で、町長は新年度の予算が人口及びそういう町民の暮らしや福祉、それにどう責任を持った計上なのかについて尋ねたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） まず一点目の協働のまちづくりについての準備ができていくかという御質問でございましたでしょうか。失礼、議長、それでよろしかったですか。

○議長（松永民夫君） はい。

○町長（大橋 孝君） 今、協働のまちづくり学習会等、住民の皆さん、それから区長、役員の方々に御説明申し上げているところでございますし、また、今後は各地域の区長さん方を初めとして、各地域での集会において町民の皆様詳しくこれから御説明をさせていただくこととしております。できれば平成二十五年度中に準備委員会等を設立されて、二十六年設立の方向でいっ

ていただければというふうに考えております。いずれにしましても、細かく皆さん方に御説明を申し上げ、理解を求めていくことになるのかというふうに思います。

また、これに対する覚悟とおっしゃっていただきましたけれども、もちろんこういった施策を打ち出させていただくということは、私にとっても覚悟を持って取り組んでいくということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

それから、スマートインター等の通行量等の問題は、ちよつと担当のほうから御説明をさせたいと思えます。

もう一つの、来年の町制六十周年でございますけれども、本年予算編成の中でもそういった話が出ましたけれども、来年度予算で組み込んでいくということで、今年度は予算に上げてございません。もちろん、おっしゃったように六十周年というと記念すべき年でございますので、それだけの何かの形でのお祝いしたいというふうに考えております。

それと、最後の人口減少の中で、今後の町財政等のあり方といえますか、そういった形の時代で財政に対する考え方でございますけれども、現実的には、今まだ減少に歯どめがかかっているとはいえませんが、想像するに、まだこれから人口減少もあろうかというふうに思いますけれども、それがために、今、地域活性化に向けてのさまざまな施策を出していただいております。

先行投資として、やはりスマートインターチェンジとか、インターチェンジ開通に伴うアクセス道路等の整備を国にも県にも要望しているところがございますし、何よりも養老改元一三〇〇年祭における新生養老まちづくり事業で町の活性化を図り、人口の減少等に歯どめがかかればというような期待を持ってやっているわけでございます。この事業は、精力的に進めていく必要がある

うかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 水谷議員の御質問にお答えいたします。

詳しい金額につきましては、今資料を持ち合わせておりませんので、委員会のほうで御説明さしあげたいと思えます。私の記憶の範囲でちよつと間違っていたら、後で訂正したいと思えますが、まず交通量につきましては、最終一日千五百台を見込んでおります。スマートインターの利用客ということでございます。

それから予算でございますが、二十五年度は、三千二百万円につきましては、スマートインターチェンジとアクセス道路の委託料を今回予定しております。

それで、そのほかの事業費といたしましては、サービスエリア内のスマートインターチェンジの事業費ですね、工事費及びアクセス道路の整備費が上がってくるわけでございます。アクセス道路の整備費については、約二億円ほどだったと思えます。スマートインターチェンジのほうが一億円少なかったと思えます。町のあくまでも負担分でございます。総額といたしましては、国、それからNEXCOのほうの分担もございまして、十三億円ほどだったと記憶しております。

また、五斗蒔インターチェンジのそういう事業費及びB/Cについては、今ちよつとお答えできません。

それから、養老サービスエリアのB/Cは一・一でございます。それから運営等の費用につきましても、プラスというか収益が上がるという結果が出ておることだけ、ここで報告させていただきます。どうも申しわけございません。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） B/C一・一というのは、本当にシビアなぎりぎりのところの数値だというふうに承知しますけれども、本当にこれだけインターなどの建設費がかかるわけで、町長も先ほどは、それらの事業に非常に期待をするということですが、第五次総合計画の人口目標三万二千ですね、期待を持っているという言い方では、やっぱり町民は納得しないと思うわけですね。

滋賀県の嘉田知事がいろいろな事業に対して、本当に根拠を持って、まず予算からだと、費用対効果からだとというようなことは、やっぱり養老町も学ぶべきところはあると思います。

これらのことによつて、せめて三万五千人、四万人というふうな人口目標を掲げると、それくらい町民に発信しないと、町民の血税が本当に町民の中で生かされているというふうに私は思いません。

第五次総合計画の絆プランの人口目標の設定については、三万二千人を固定するのか、それから、またどういうふうに考えるのか。この点だけお尋ねして、私の総括質問を終わりたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 第五次総合計画の一番当初でこの三万二千人という人口の設定目標については、非常に議論したところでございます。当時、今でもそうですけれども、大体年二百人ほど、養老町の人口が減少しております。十年ということになると二十人ほどの減少ということで、三万人を切るのではなからうかというふうな話もございましたが、やはりそれは目標を持って、町の活性化、おっしゃるように三万五千人というのは少しあれかもしれないけれども、せめて現状維持、三万二千人は維持していく

というような、本来の養老町の中の人口は減っても、宝の流入もあるんではないかということの希望を持って三万二千人という人口目標にしたわけでございます。御理解をいただきたいと思えます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十二番 岩瀬進君。

○十二番（岩瀬 進君） 一点確認をしておきたいのですが、この前、

私が一般質問しましたように、簡易水道について、ちよつと町長のお考えを聞きたいと存じます。

私どものところには、西部簡易水道というのが、まだ今独断としてあるわけですが、向こうの若宮のほうも一応上水道に切りかえた。また、西小倉地区にも、この施政方針でありますように、地元の強い要望で山からの給水から上水道になった。安心・安全な水を供給するというのは上水道事業でございます。これはおわかりでございますが、現在上水道は八千六百戸、簡易水道は千二百戸、これが今現状でございます。上水道事業とっておりますん。

そういう中で、私は昨年も上水道事業の簡易水道ですが、従量制をとつておる、こういう検針制度をとつておるなら、企業会計の一時金をするべきだという提案をしたわけですが、そういう中で、あと三年でこの簡易水道事業が発足してから償還金が終わる。この簡易水道のできたときを振り返りますと、私どもでは、農業集落用水というような形で東部地区はできたと存じますが、そうしたのも水に対する一番大事なことであるということでも立ち上がったわけですが、もはや簡易水道は上水道の体系に組み入れられるときに来ておると存じますが、あと三年でそうした償還も終

わる。また三年ということでは、でき上がってから、もはや耐用年数を超えておるような簡易水道の水源、三つのポンプ場ですが、それもどうされていくのかというようなことを含めました中で、簡易水道組合を企業会計へ組み入れていくというような姿勢がないと、僕はそれが町の行政の中の位置づけであろうと存じます。

提案されておりますようないろいろな資料を見ましても、五十五年のときの料金体系なんです。これは、一般町民が見たらびっくりすると存じますよ。一トン二十円ですよ。今、世間でやっておるのは一トン二百円なんです。私も百四十一円、みんなのところはとっておるわけです。それなら、基本料金も十五トンまで八百五十円、私も十トンが千五百円ですよ。そういう形をとっていくためには、こうした特殊なところの形が、これから維持されるならいいですが、維持されないような状態が私は出てくると存じますが、そういう中の企業会計へ行くという一つの指導がされていくべきだと思いますが、こういう中で町長のお考えを聞きたいと存じます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 岩瀬議員の質問にお答えをさせていただきます。

上質な水を全町民という、養老町では一つの上水道事業という形でやることを今目標にしてやっているわけでございます。今残りましたのが、西小倉の簡易水道でございまして、これも事業化に向けて、今進んでいるところでございます。

残るところは、西部の簡易水道ということでございますけれども、四月にも上水道審議会等の中で、この問題については詳しく提案をさせていただきたいなというふうに思っているわけでございます。

西部簡易水道の中には改良住宅等もございまして、やはり改良住宅の解決の問題とあわせた形でのものになっていくかなというふうに思いますので、この点二つをうまくリンクさせながら、地元の方々への説明をしていきたいというふうに考えております。いずれにしても、やがては企業会計に持つていくことを目標にして進んでいくべきであろうというふうに考えております。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 本日、町長のほうから定例会に対する町

長の提案説明ということで二十五年提案説明がございました。

この中のところで言葉が出てきます。西暦二〇一七年、御承知のとおり一三〇〇年祭ということを目標年次として、新生養老まちづくり構想を策定しましたという言葉が出てきております。それに基づいて本年度の予算等々もやっていると、私には受け取っておりますが、この新生まちづくり構想の策定については、私たち議員、恐らく知っている人もあるかもしれませんが、その会議に出ている人はわかりませんが、我々出ていない者について、おおむねのことは聞いております。聞いておりますけど、そのことで我々議員がまちづくり構想の關係について予算の審議をするということ是非常に不親切ではないかなというふうに、私ちよっと思っております。

ところどころ、これをずうつと見ていますと、新生養老まちづくり構想に基づいてというようなことが出てきておりますが、それはそれで結構だと思いますが、ぜひその辺、町でどういう構想があつてこういうふうにされたのかというところ、この構想はどうなっているんだと。実際に構想ができておるといことはお

おむね聞いておりますよ、うわきでは。だけど、聞いておつても果たしてどんな内容だということはおおむねはわかっております、聞いておりますので、知らんとまでは言いませんけど。素案で聞いておりますけど、素案で聞いておつて、この二十五年度の予算の中に新しく出てきた言葉として、私は非常に不親切なやり方ではないかなということを感じておりますので、その辺のところ、大橋町長、御説明願います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 中村議員の質問にお答えをさせていただきます。

平成二十五年度の予算についての所信表明ということで、できていることを前提にはさせていただきます。現実のところは三月二十日だったと思いますが、最終的な推進会議において決定されるということだろうというふうに思いますが、それからは議員の皆さん方にも、もちろんすぐに御説明を申し上げるものがございますけれども、この中の表現としては、一応策定されたということの前提のもとにやらせていただいております。

おっしゃるところ、その辺のところの配慮も欠けていたかなということろはございますけれども、二十五年度における所信ということでございますので、強い意思表示の意味もございまして、こういう形になっております。足りなかったところはおおむねを申しますし、ぜひともこの構想に対しては御理解をいただきたいというふうなことを思います。以上でございます。

○議長（松永民夫君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十一番 中村辰夫君。

○十一番（中村辰夫君） 町長、素直にお謝りいただき、別に謝つ

てもらおうと思つて言ったわけじゃないんですが、できれば、今度委員会付託されると思います、それぞれ予算の。そのときまでもあらかじめのところをわかるようにしていただくと思いがたいなと思つていきますけど、なかなかたたくさんの資料だと思ひますので、説明もしにくいところがあるかもしれません、ぜひわかる範囲内で個々に出てきておりますので、そのところどころで付託された委員会に説明をしていただくと非常に親切ではないかなというふうに思つていきますので、その辺を要望としてお願いしておきたいと思ひます。終わります。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

日程第二十九、議案第二十五号 平成二十四年度養老町上水道事業会計資本剰余金の処分についてから、日程第五十二、議案第四十八号 平成二十五年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの二十四議案は、各常任委員会が所管する事項の議案ごとに、その常任委員会へ付託し、審査いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よつて、ただいまの二十四議案は、各常任委員会が所管する事項の議案ごとにその常任委員会へ付託し、審査することに決定いたしました。

なお、議案審査の付託先である総務民生委員会は、三月五日火曜日午前十時より開会し、六日水曜日午後一時三十分再開をいたします。また、産業建設委員会は、三月七日木曜日午前十時よ

り開会されるよう要請いたします。
お諮りします。

本日、水谷久美子君ほか九人から発議第一号 養老町斎苑の事務検査に関する決議についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第一として議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第一号 養老町斎苑の事務検査に関する決議についてを日程に追加し、追加日程第一として議題とすることに決定いたしました。

事務局から追加日程及び議案を配付いたします。

〔追加議事日程・議案配付〕

○議長（松永民夫君） それでは、追加日程第一 発議第一号 養

老町斎苑の事務検査に関する決議についてを議題といたします。

本案は、議員提案の案件につき、代表議員による趣旨説明を求めます。

十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） ただいま上程をいただきました発議第一号 養老町斎苑の事務検査に関する決議についての趣旨説明をいたします。

発議第一号 養老町斎苑の事務検査に関する決議について。

事務検査に関する決議についての議案を、会議規則第十四条第一項及び第二項の規定により別紙のとおり提出します。

以下、決議書の朗読をさせていただきます。

地方自治法第九十八条第一項の規定により、次のとおり事務の

検査を行うものとする。

一、検査事項。

養老町斎苑「清華苑」の運営業務に係る事務処理に関する事項。

二、検査方法。

（一）関係書類及び報告書の提出を求める。

（二）検査は、地方自治法第百十条及び委員会条例第五条の規定により、委員十人で構成する養老町斎苑特別委員会を設置し、これに付託して行う。

三、検査権限。

本議会は、一に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第九十八条第一項の権限を養老町斎苑特別委員会に委任する。

四、検査期限。

養老町斎苑特別委員会は、一に掲げる検査が終了するまで、閉会中もお検査を行うことができる。

理由。

本検査は、養老町斎苑の「清華苑」勤務の嘱託職員による公金の着服について、執行機関の事務処理の実態や真相を把握し、再発防止に向けての適正化を図り、また、今後の議会の監視機能や政策機能の發揮に万全を期すため行う。

以上で、趣旨説明を終わります。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。
ただいまより、提出者への質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、追加日程第二、選任第一号 養老町

斎苑特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま設置されました養老町斎苑特別委員会委員の選任は、養老町議会委員会条例第七条第四項の規定により、次の議員を指名いたしましたと思います。

十三番 水谷久美子君、十一番 中村辰夫君、八番 田中敏弘君、七番 野村永一君、六番 早崎百合子君、五番 吉田太郎君、四番 三田正敏君、三番 大橋三男君、二番 長澤龍夫君、一番 岩永義仁君、以上の十人を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、養老町斎苑特別委員会委員には、ただいまの十人を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開時間は、後でお知らせします。

なお、休憩中に養老町斎苑特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いします。委員会は四階北委員会室においてお願いします。

（午後二時 十七分 休憩）

（午後二時三十四分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を解き、会議を再開します。

休憩中に養老町斎苑特別委員会が開催されました。

その結果について、養老町斎苑特別委員会委員長の報告を求めます。

養老町斎苑特別委員会委員長 水谷久美子君。

○養老町斎苑特別委員長（水谷久美子君） それでは、養老町斎苑

特別委員会の御報告をさせていただきます。

ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに養老町斎苑特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、指名推選により、委員長には、不祥、私、水谷久美子が、副委員長には、中村辰夫君が選任されました。

このたびの囑託職員による不祥事を厳粛に受けとめ、町斎苑の運営業務に係る事務処理の実態解明と再発防止のための研究を行い、町民の皆様からの信頼回復に向け、委員が一丸となり、鋭意努力いたしたいと存じます。

以上、養老町斎苑特別委員会の報告といたします。

○議長（松永民夫君） 養老町斎苑特別委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

議案精読及び委員会議案審査のため、明日三月五日から三月十四日までの十日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、明日三月五日から三月十四日までの十日間は休会することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会二日目は、三月十五日金曜日午前九時三十分より会議を開きます。

本日は御苦労さまでございました。

（散会時間 午後二時三十七分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十五年三月四日

議長 松永民夫

議員 早崎百合子

議員 野村永一